

婦人少年協会



- ◆ 働く少年少女の生活文について
- ◆ 売春防止法完全実施にそなえて

11 1957

婦人少年協会

婦人少年問題の研究家は《婦人と年少者》を！！

●一九五七年（五巻）バックナンバー

一 号 特集 前進する婦人運動

前進する婦人運動……山高しげり
インドネシアの婦人運動……田中寿美子
昭和女性生活史……谷野せつ・高崎節子
地方婦人の動き（山形・兵庫・徳島・
ニュージールランドの婦人の活動
鳥取・大分）

二 号 特集 農村の課題

日本農家の当面の課題……綿谷 勉夫
日本の農村はどう動いているか……渡辺智多雄
北海道冷害地を旅して……斉藤 きえ
山村婦人の生活・「世界農村婦人協会」
について、農村漁村の懇談会から・北海
道凶作凶漁による人身売買

三 号 第九回婦人週間準備号

人間関係の分析……磯村 英一
婦人週間のテーマについて……谷野 せつ

「話しあい学習」の考え方と進め方
金子 貞子

人間関係について（座談会）……川島武宣
尾高邦男・伊藤昇・高橋展子

第九回婦人週間について・同要項

労働青少年ホームの構想

離職状況調査よりみた年少労働者の問題
女子保護の概況
女子労働者の保護規定（91完）

四 号 特集 婦人の職業問題

新しい仕事の開拓へ……坂西 志保
明治以後の婦人の職業……西 清子
「結婚したら退職する」という雇用契約は
無効か……石川吉右衛門
公共職業安定所の窓口から見た婦人の職
業……新井誠・信夫幸平・杉田源一
職場の現実をきく（高校生と先輩の座談会）
女子新卒業者の就職状況と賃金見込み
小谷 政一

第六回婦人の職業意識を高める運動から
婦人の技能者養成の状況
婦人の職業補導所の紹介
売春防止法の円滑な施行を期するための
行政措置について（次官会議申合せ）

五 号 婦人週間報告号

農村の人間関係について……松丸志摩三
婦人の地位委員会に出席して……谷野せつ
男性会議員の感想……金平 文二
あかるい人間関係をつくるために
第五回全国婦人会議の概況……
各地で行われた婦人週間（六果）

人間関係についての資料
労組の婦人週間・月間の催し

六 号 特集 住込年少労働者の実態

レクリエーションと労働……竹内 外之
身体障害年少者の職業補導……宮崎 吉則
強風の中の子どもたち……五島 貞次
八王子織物従業員の待遇改善について
主として商店等に使用される住込年少者
の実態と問題点
阿木 武男
住込年少労働者の生活時間
映画・演劇子役の労働実態について

七 号 特集 労働者家族の生活

下層労働者問題についての問題点
労働者家族の生活技術について
炭鉱労働者の家族問題
下層労働者家族の生活
諸外国における家族のための経済的政策
青少年の技能者養成の実態……鶴見平三郎
技能者養成問題あれこれ……菊地 安夫
年少者の不当雇用実態調査（中国・四国）
既婚婦人の国籍に関する条約

八 号 特集 働く婦人の母性保護

働く母を守るために……山川 菊栄
医学的にみた働く婦人の母性保護の問題
ある日の生理休暇談義（対談）……古沢 嘉夫
諸産業に働く婦人の母性保護について
産休補助教員のその後の状況……山本あや

母性保護に関する条約の効果
手工業及び家内工業に対するILOの援
助活動・事業場及び労働組合における労
働者家族のための福祉対策

九 号 婦人少年局設置十周年記念号

婦人少年局の十年……平林たい子
婦人少年局とわたし……伊 藤 昇
三代の局長にきく（座談会）山川菊栄・
藤田たき・谷野せつ・江上フジ
婦人少年局十年の歩み……婦人少年局
婦人少年局に関する資料
婦人団体の最近の傾向とその在方につい
ての私見……三井 逸友
婦人団体の現状（資料）

十 号 特集 働く年少者の保護運動

年少労働感……四方陽之助
働く年少者のために……乗富 丈夫
中小企業の繁栄のために……年少労働課
面接相談の意味（1）……年少労働課
年少労働の現状
国連セミナーに出席して……高橋 展子
女子労働者の保護概況（三一年度）
諸外国における性別による差別待遇
十一号（本誌目次参照）

その他

労組婦人のページ（各号）
各月の婦人界の動き（各号）
戦後における婦人問題文庫目録（随時）
女子の就業数と完全失業者数（各号）
一人一月平均現金給与総額（各号）

婦人と年少者 五巻十一号 目次

少年労働者に労働	望月 潤次	9
働きながら学ぶ青少年	鮫島 文男	3
風俗革命の断行を前にして	松原 一彦	11
売春業者のうごき	山下 俊一	7
働く少年少女の生活文受賞作品について	佐藤 国次	16
入選作品三篇	五藤 喜任	10
生活文受賞者のその後の消息	年少労働課	16
面接相談の意味（1）		10

資料室

年少労働者の年次有給休暇の現状	表紙の 3
婦人の就業状況について	31
売春対策審議会の政府に対する具申書	80
売春問題に関する世論調査の概要	80
売春防止法の全面施行にそなえての	83
行政措置の強化について（閣議決定）	28
売春問題相談業務概要（婦人少年局取扱）	26
全国売春関係地域数・業者数・従業婦数	23
労組婦人のページ	20
婦人界の動き（九十月）	20
女子就業数と完全失業者数・平均現金給与	81

売春防止啓蒙活動が行われます	表紙の 8
アメリカにおける婦人組合員	27
第十回婦人週間のテーマや行事についての御意見を	22
「婦人と年少者」五巻バックナンバー	19
婦人少年局ニュース	27
表紙	22
扉・カット	27
塚谷政義・甲斐仁代	27





少年労働者に 労働基本権を与えよ

望月源次

婦人と年少者

中学校を卒業して労働に従事する年少者の数は毎年増加しているが、その大半は中小企業の職場に向けられている。この若い少年労働者に働く励みと幸わねを与えつつ、立派な労働者に仕上げてゆくことは、ただに雇用主である者の義務ばかりでなく、国にも、社会にも、産業全体にも重大義務として課せられているはずのものである。ところが就職先である中小企業の職場の事情からすると、その義務を遂行し得る能力は極めて薄弱であつて、ここに重大な欠陥があるのである。

始めて労働職場につく年少者は、職につくという嬉しさと、自分は仕事のことは何も知らないというこわさがあつて、少年らしく胸を傷めるのを常とする。

生産職場で大企業と中小企業の差はあつても概ね養成指導の措置を講じ、指導員を配置して作業訓練を行うのであるが、実はこの期間に年少者が労働者としての性格を定められてゆく

のであるから、「年少労働者養成期間に対する雇用人の義務」について新時代的な規定を設ける必要を痛感するものであると同時に、このことは少年労働者の労働基本権として確認されなければならないのである。

大企業の職場では何といつても、年少者とは云え、採用試験による水準引上げが年々行われると共に、事業体の総合力で養成に必要な措置ができるが、中小企業体では余裕がないために、考えはあつても実行ができ得ないし、逆に親方・子方流で、長い労働時間と薄給だけを強要する結果となつてしまふことになる。

この故に国政及び地方政の中の中小企業対策に、このために特に助成する対策を併せ考えることが緊急の必要事となつて来る。言うまでもないが、特に中小企業関係では「年少労働者養成期間に対する雇用人の義務」規定と、これに併行する国及び地方の助成対策措置が実行されるべきが、年少労働者対策の総べての条件の

基礎だということになるのである。

極く最近の国家予算の組立においては、企業内の技能者養成費が削除された例もあると聞いているが、国政の中で、このような目標なしのテイタラクでは、とても企業者に対する義務遂行など行わねされるものではない。このように実際の中小企業対策になると、古い自由主義経済論が頭を上げて来て、何事も企業者が自発的にやるべきであり、行わない場合には労基法で取締ればよいという考え方が、厳として国政を左右しているのではないかとさえ思われる。

又、地方政治の方でも、企業に直接介入することは間違ひであるという古い考え方から、目の前の事実にはソッポをむいてしまふのではない。中小企業に働く労働者全般の労賃及び生活実態が、いかに、地域社会と密接に結びついており、この密着した中で解決する必要があるかを少しでも考えることができれば、そこに日本産業構造における中小企業問題（労使一体の）の、本質的解決の糸口が見えされるはずである。

現在の労働者の実態の中で最も重大な問題となつてゐるのは、大企業と中小企業労働者の賃金格差拡大の問題であり、中小企業労働者には福利厚生の利用価値が与えられていないという事実であるが、実は年少者が中小企業職場に就職するときから、この格差は厳として存在している。口では中小企業はわが国産業の中核体とか言ふものの、中核体を成長発展させる対策は皆無であつて、僅かに労基法で身分保護をするに

婦人と年少者



働

きながら学ぶ青少年の
福祉はたかめられたか

最近、働きながら学ぶ青少年すなわち勤労青少年の教育についての関心が高まり、その問題がしばしば世論を呼び、その結果、これら青少年の福祉が次第に向上する傾向にあることは喜ばしいことである。

ひと口に働きながら学ぶ青少年といつてもそ

ともあれ中小企業下に働く少年労働者達は、僅かな休憩時間の利用方法もなく、教養に必要な設備もない。こうして大事な人間生活の第一歩を踏み出してゆくのが、わが国の年少者の労働実態なのである。

概念的な表現になつてしまつたが、私共は中小企業労働組合運動として、以上のような考え方で先ず中小企業の職場の現実に立脚して、年少者の労働基本権の確立と、これを守るための対策を樹立する考えである。

一九五八年二月には組合の年度大会を開催するが、この大会で十分に論議し、一つには年少労働者保護と養成に対する地域運動を起こし、

一つには国及び地方行政機関に対し働きながら学ぶ方を要請するつもりである。

繰り返して恐縮であるが、年少者問題を考える方々は、中小企業に働く年少者問題の対策及び解決策が机上論としてではなく、中小企業の職場そのものの、労働者の生活するところに着眼し、まず現実をよく見つめること、そこに年少労働者の青白い顔、汚れてくたげられた立ち姿を見てもらいたい、そして、あのジメジメした家屋と多数雑居の労働者街の生活実態を見つめてもらいたい、ということ、あえて付記させてもらう次第である。

（全日本中小企業労働組合連合会事務局長・婦人少年問題審議会委員）

鯨島文男

もの、さらに常時、学校に通学するのでなく、家庭や職場における修学を主とする通信教育を受講するもの（この通信教育においても、高等学校通信教育、大学通信教育または社会通信教育の別がある）その他青少年の各種団体における集団的活動や研修、または各種の職業的訓練

を受けているものなど、種々雑多な青少年がある。これらすべての勤労青少年の福祉について詳記することは困難なことであろう。

私は主として、勤労青少年のための高等学校の教育、すなわち高等学校の定時制の課程（定時制高等学校）と高等学校通信教育の現状と問題点に簡単に触れながら、ここに学ぶ勤労青少年の福祉について考えてみたい。他の機関や制度において、働きながら学ぶ青少年の要望や福祉も、働きながら学ばなければならない境遇から来る共通したものがあると思われる。かつまた、彼等の福祉が学校教育と無関係に考えられない実情からして、高等学校の正規の課程である定時制教育および通信教育の長短を、青少年の福祉の向上という立場から検討すれば、広くわが国の勤労青少年の教育のあり方とか、働きながら学ぶ青少年の福祉の向上はどうあるべきか、等についての解決すべき多くの問題を発見できると信ずるのであるが、この小文では、そこまで論究することは困難であらう。

1 定時制高等学校

勤労青少年すなわち義務教育を修了して境遇上社会に出て働かなければならない青少年に、高等学校教育の機会を与える制度として、昭和二三年に創設されたのである。勤労青少年を対象にするから、勤労青少年の生活の実態に即応して授業の時間や時期等運営に弾力性を持つとともに、単なる教育の機会均等の保障だけでなく、地域によつて各々その特色を發揮できるようにし、地域社会の要求に応じて将来の土地の

中堅層の育成、ないしは一般社会の生産の担い手の養成制度として運営するのがその狙いとされるのである。また、開設の当初は、準義務教育の性格を有するものとして、数百万の勤労青少年の向学心にこたえようとしたもので、生成発展させて行く制度として、多くの理想と期待が掛けられていた制度であつた。勤労青少年が種々雑多であるように、定時制に課せられた要求が非常に複雑であり、かつ新制度のため、教職員組織、施設設備の充実等各種の条件の整備が遅れ、その狙いが果たされ得ない面が多い実情である。ここに今日の定時制高校の幾多の問題が起つてくるのである。

① 学校数等の増減

発足以来の学校数の変遷は第一表の通りであるが、昭和三十年度以降は減少している。特に分校においては、その減少の傾向が強い。学校数の減少は、教育の機会の減少を示す。分校は農山村へき地等に所在するが、勤労の都合上速

第1表 定時制高等学校数の変遷

	本校	分校	計
昭和23年度	828校	365校	1,193校
24	1,510	1,245	2,755
25	1,561	1,389	2,950
26	1,645	1,508	3,153
27	1,680	1,473	3,153
28	1,828	1,363	3,191
29	1,858	1,350	3,208
30	1,878	1,308	3,186
31	1,863	1,238	3,101
32	1,856	1,187	3,045

第3表 昭和31年度中の定時制統廃合の実施状況

事項	本校	分校	計
廃止した学校	20校	54校	74校
募集停止中の学校	73	39	112
分校が独立校になつたもの	—	—	4
新設校	2	2	4
定時制から全日制に転換したもの	—	8	8

これら分校の存在は非常に大きいものがある。分校の減少は地方財政再建促進特別措置法（昭和三十一年法律第一九五号）によつて地元市町村の財政

第31表 昭和32年度中の定時制統廃合計画

事項	本校	分校	計
廃止予定学校数	23校	32校	55校
募集停止予定校数	26	19	45
新設予定校数	13	6	19
定時制から全日制への転換数	2	2	4

負担を抑制した結果、分校の統廃合を促進したためであつて、この問題は現在進行中であつて、農山村の勤労青少年の福祉に影響するところは大いといわなければならぬ。昭和三十一年度

第4表 定時制生徒数の変遷

	生徒数
昭和23年度	170,909
24	347,135
25	412,575
26	493,088
27	532,465
28	577,223
29	556,703
30	534,543
31	545,904
32	540,980

で採用するもの、卒業後学歴修正を行わない会社等がまだ多い。ただ一般的には理解の方向にあるといえるのではなからうか。それでも、問題は、現職の技能を高めるための就学であるかどうかということであらう。この点は生徒も学校側も行政当局も反省の要があらう。

⑤ その他

技能者養成施設と定時制との連携の強化、三角定期券の実施促進、奨学資金の増額等漸進的に解決の方向を辿つてゐる。また、定時制高等学校へ進学できない年々八十万程度の勤労青少年に対し、定時制の短期課程としての一年ないし二年程度の産業科についての研究も進み、その実施のため文部省において昭和三十三年度の予算を要求中である。この制度は、定時制の教育内容の検討とともに、今後十分研究されるべきものであろう。

2 高等学校通信教育

昭和三十一年一月一八日付をもつて、高等学校通信教育規程（文部省令第三三三号）が公布されたが、これは従来の規程を全面改正したものである。通信教育だけで高等学校の卒業資格を修得できることとなり、今後、職業科目の大幅実施、協力校の活用、ラジオ放送の利用等により、本格的発展が期待されるようになった。職場における集団的受講が可能になる方向に発展させたいものである。

（文部省中等教育課）

施設標準等が整備され、昭和三十三年度から実施の運びになつた。昭和三十三年度の国庫補助は、施設（調理室など）、設備（かま、調理台、食器類）の充実に必要な経費1.3の補助で一三、〇〇〇千円で、補助対象校数は、全国で一〇〇校である。昭和三十三年度は二五〇校を対象に三〇、九〇〇千円が予算要求中である。この程度の学校数は、夜間定時制一、四六五校中一部分に過ぎない。さらに小中学校の給食に準拠して国庫補助を完全給食に限定し、補食程度の一部給食が認められないのは今後の研究問題である。又問題として大きいのは、調理師等の人件費の問題と、生徒の給食費負担の軽減の問題であるが、両者とも困難な問題である。

⑥ 夜間照明

教室照明の不足が視力障害を来し、疲労を促進することも、当初から問題にされていた。文部省では、各府県の工業高校の定時制等にモデル照明の研究等を勧め、次第に改善をはかつてきた。近年は都市の規模の大きい学校は蛍光灯に転換され著しく向上しているが、小規模の学校や、農山村の夜間定時制の照明は、学校照明の基準に達していないものが多い。これらの対策が必要であるが、給食よりは解決は早からう。

④ 雇用主等の理解

大企業はまだしも、中小企業においては、相変らず理解が薄い。常習遅刻、欠席を余儀なくするもの、定時制に入学しないことを条件とし

中の定時制統廃合の実施状況および昭和三十三年度の定時制統廃合計画の全国集計はそれぞれ第二表および第三表に示すとおりである。

学校数の減少に呼応して生徒数も昭和二十九年頃から漸減の傾向にある。（第四表定時制生徒数の変遷参照）。これらは、財政上の問題のほかには、設備課程、教育内容等についての魅力のなさ等の原因も考えなければならぬ。

真に勤労青少年のための教育内容について真剣に検討すべき時期がきていると思う。職場での勤労の実際に即する産業技術教育を重視し、このような実質的な方向からその教育内容を魅力あるものに構成することが、生徒達の将来の福祉に沿う所以ではなからうか。

② 夜間給食

ここで注目すべきことは、学校数等の減少は農山村における昼間定時制の減少であつて、都市における夜間定時制は、質・量ともに充実の傾向にあることである。しかしながら、夜間定時制に学ぶ生徒は、食事時間の不規則等のために身体発育に悪影響をもたらすから、学校給食の実施、夜間照明の整備とともに、当初から関係者により強く要望されていたことである。府県および学校においては独自で実施しているところもあるが（大阪府等）、昨年、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」（昭和三十一年六月二〇法律第五七号）が制定され、ようやくその曙光を見るにいたつたといえよう。つづいて同施行令、施行規則、夜間高校給食実



風俗革命の断行を前にして

—売春防止法の実施の準備はできたか—

松原一彦

古来、わが国の売春史は、文芸方面からも美化されて、歌、物語のあやとよなつて来ている。それだけに古い人々には、売春の舞台に対する郷愁が強く残っている。九州の老女から次の詩を寄せて諷刺してきたのも、いわゆる伝統的な人々の一部の感情を代表するものであろう。

紅燈將滅

花街消滅引「人愛」 失意豈唯痴漢傳
伝統千年底有故 庶幾嬌角勿亡牛
ところが、同年輩の他の老友からは、抵王や、仏や僧の時代ではない。人権とヒューマニティーをわきまぬ利己的守株的頭腦をぶち破つてくれ、

芳醇真味在「林中」 此処清涼如意風
翠館紅燈當「裏撤」 賢人用意吉来同
と激励して来た。女郎屋などは毀滅すべしとある。

昔から、都大路はいまでもなく、宿場、港町に売春婦を見ないところはなかつたであろうが、白昼堂々、外兵と手を組んで潤歩する女た

ちを始め、町から村まで溢れる売春婦の厚かましい行動は、古今を絶した壯絶なものとなつたと売春院と名乗る研究居士の中村三郎君が慨いている。それほど近代の売春風景は超世界的な日本の特色のようになつたが、いやしくも新憲法下に民主政治が布かれて、人権の重きが最高に扱われる時代に、白色奴隷の根拠地ともいふべき遊廓や娼家が温存されてよからうはずはないものを、売春は必要悪だとか、性病の蔓延とか、取締りの便宜等に名をかりて、業者の居据り運動を煽る一連の人々の居たことや、二年の準備期間を無為無策に過した総合対策の中心をもたぬ政府の怠慢や、取締警察陣の不徹底さなど、画時代的風俗革命の立法を推進するには余りにも不用意であつて、実施期目であと半年の目障りに控えてあつて出したのは、むしろ醜態といわねばならなかつた。

法の完全実施のためにとらねばならぬ方面は三つあつた。第一は、奴隷的溫柔境への愛着を打破するための社会的啓蒙宣伝で、政府に何の策

もなく、この法律を盛上げた婦人団体側にも、民主的な計画と努力とが足りなかつた。却つて逆さに、一部の婦人からは、売春婦をなくしたあとの不安のうつたえすら起こりかけているといわれている。第二は、法の主眼点である業者側の罰則に先だつて、業婦の保護更生を急ぐことが殆んど看過されたことであつた。二年間の準備期間に、なし崩しに保護更生の実を挙げるためには、極力取締り陣を強化して、新規の雇入れはもちろぬ、鞍替の移動を厳禁すれば、月々五割の自然減を見るのは間違いない。それを婦人相談所で拾ひあげ、保護施設を利用して処理すれば、受入側もろくに消化し、来年四月までは、よくゆけば八割以上、わるく見積つても半分に減少することは必定であつた。全国的な大勢から見ると漸減したが、肝心の東京の新吉原などは、法実施後の一年間百七十余名の増加を示すような醜態を見たのであつた。これは、厚生省側の受入と、取締陣の警察庁の同等に総合的施策を欠いたためであつた。本年初夏の頃

から、業者側が俄然攻勢に転じて ①三百余億円の転業融資の要求 ②それができなければ罰則の実施を延ばすか ③それでもできなければ罰則を骨抜きにして偽装の転業を黙認するか等々の運動となり、全面的に業者の転業意欲を中断させた強引な強襲策に、一部の人々が秘密裡に業者と通謀して、これを援けたと噂される等のこともあつたのである。

業者側が、国家的風俗革命を断行するのであるから、転業資金は國家の負担が当然だと主張することに必らずしも無理のない筋はある。少くとも赤線の成因には、政府側にも政治責任はあるのであるが、業者側の申出た転業種目の殆んどすべてが不急不要の娯楽遊興的のものばかり

りである以上、政府から資金の出されようはずはない。しかし、積極的健全な産業への転業であるならば、一般中小企業の中に入れて、國民金融公庫や、中小企業、商工中金等の金庫の融資が現に行われていることを知らねばならぬ。

第三は転業への指導推進であつたが、業者側が腰を据えて頑張るので、この夏以後は中断されてしまつた。座り込むのは、儲かるからで、予定通りに業婦が漸減していれば、頼まれても店を張つておられない筈。一年半を空白にして、業婦も救われず、業者も行詰まる。来春の実施期には悲惨な混乱を見るのではないかと案じていたら、天の摂理か、無理は通らず、業者の一

角から崩れが湧いて、十月七日には東海四県の連署から、同九日には全国的組織をもつ全國性病予防自治連合会の代表者からそれぞれ文書をもちつて堀本厚相に融資も要らぬ、売春業は放棄する、業婦のすべてを、貸金貸引で解放するから、転業のときの行政措置を心してほしい旨の申出があつた。売春廃業、業婦の解放、貸金貸引は業者側では三原則といつて、これをのむことに悩んでいたのであつたが、原則だけは一応承認して調印を終つた地方もできた。

これで一応のメドはついたが、個々の売春問題は今春四月を境として新たに起るであろう。改めて根本的に考えねばなるまい。
(元法務次官・売春対策審議会委員)

婦人と年少者



売春業者の動き

山下俊一

一、業者の動向

来春四月の売春防止法の全面的施行をひかえ業者達の「あがき」は目立つてきた。その余波としてか従業婦達に対する苛酷なる搾取があらわれ、彼女達の駆込み相談が日増に増加してきた。中でも東京近郊の温泉地帯の業者屋の問題が最も目立つている。先般熱海赤川の赤線

地帯が集団的に転廃業をとりきめたと新聞は報じているが、これも追いつめられて手入の先手をうった一種の「ゼスチニア」であり、偽装転業への予告でもあると観るむきもある。政府の業者に対する転業対策も漸く厚生省に推進本部が設置されたばかりで、いまだ予算的措置は零といつてもよい。一方、一時くすぶつていた売春汚職の

問題も、政界に進展しはじめたようである。いんせいを極めた全国性病予防自治会も幹部の摘発により、今は全く火の消えたようで、二、三名の臨時職員が全国の組合員からの問合わせに右往左往しているような状態である。これで業者達もどたん場に来て組合の支柱を失い、自力で何とか対策を樹てなければならぬところまで追い込まれた事を自覚してきた



種別	営業別	業者数	従業婦	売淫率	売春婦数
赤線	芸妓置屋	一四、一六六	一四、〇五五	八五	一、一〇一
青線	特飲	一三、三三三	一三、三三三	八五	一、一〇一
白線	散集	一三、三三三	一三、三三三	八五	一、一〇一
自由	街自	一三、三三三	一三、三三三	八五	一、一〇一
類似	特飲	一三、三三三	一三、三三三	八五	一、一〇一
桃色	洋和	一三、三三三	一三、三三三	八五	一、一〇一
計三九種別		一四、〇五五	一四、〇五五	八五	一、一〇一

は事実上やめているところもあるが、大
多数は情勢待ちの態である。転売業者も事
実上は偽装転売のものが多く罰則発効後
の取締りの困難さは予想されている。

二、従業婦の更生

業者、従業婦の実数及び売淫率等につ
き風俗研究家の中村三郎氏は右表の如く
発表している。これは同氏の全国行脚に
よる実態調査の結果集計されたもので、
この種の調査の中では最も信頼性の高い
ものであると思われる。全国三七六、六
〇〇名の売春婦の一割約三八、〇〇〇名

の売春婦が東京に居るといわれている。
来春四月以降に於いては、芸妓置屋を
除き、右表の青、赤線の公娼形態は無く
なるが、一方需要者は一か年九、五五〇
万人(同)の性のはけ口(中村氏の調査
に依る)は何等かの形で停止はしないの
であるから、白線等の類似のものにその
「しよせ」が予想されるのである。
中村氏は売春婦の更生について右の如く
論及している。

次表の％は私が過去数年間に取扱った
売春婦数千人と最近東京都婦人相談所で

A. 自力更生 指導者(45%)		B. 絶対保護及 び更生指導を要 する者(55%)	
1	家庭への復帰	1	精神薄弱者
2	結婚又は二号	2	容姿五〇%以下一〇%
3	独立資本商売	3	自暴自棄
4	出資者を含む商売五%	4	先天後天的淫乱
5	キャバレー、バー八%	5	年配者
6	飲食店	6	不具者

歳未満の売春青少年二〇〇名余の調査報
告によっても知能指数の平均(田中B式)
は八三となっており、一般に売春婦の知
能指数は犯罪者(青少年を含む)のそれ
よりもはるかに下位であることは事実で
あり、これは売春婦の保護更生施策上大
いに考慮すべき点である。資質(心身質)
の変調については犯罪者のそれと概して
同様であるが、「虚言癖」について売春
婦の方が上位であると思われる。

売春婦の罹病率(性病)が意外に高い
のは予想外である。即ち東京都婦人相談
所に於ける本年八月より十月末までの
医学的判定の結果、被検査者二五〇名の
うち、淋病(慢性に移行して何の苦
痛もない)八〇%梅毒一〇%という数字
を示している。

売春婦の保護更生には先ず性病を治し
てやるのが先決であるが、現在の性病
予防法による保健所の予算は僅少であ
り、他法優先による生活保護法の適用を
受けることも至難である。今回厚生省で
売春婦の性病治療に要する国庫負担費と
して密千数百万円が計上されたに聞
く、今後は指定病院その他に於いて入院
又は通院で性病が完治出来る方策が緊急
に推進される必要がある。

最後に、売春防止法の保護更生の成果
はあくまでもケースワークによるもので
あり、その施策は各ケースにより異なる場
合も多いので、各行政機関が一丸となつ
てこそ、本当の成果をあげ得られるもの
と信ずる。(東京都婦人相談所勤務)

「働く少女の生活文」 受賞作品について

年少労働者の日々の苦しい、たのし
いできごとや、労働生活のありのまま
の姿を、そしてそれらをおして、い
ろいろ考えたことや、決心したことな
どを年少者らしい気持で、すなおに綴
った作品を求めて、今年も五月に「働
く少女の生活文」を募集しまし
た。この募集は今年で五回目です。

応募された作文は、全国で二、〇四
六篇でした。これらの作文は、各県の
地方選考委員の選考を経て、二三〇篇
が中央に推選されてきました。

この二三〇篇について、中央選考委
員会は慎重に五十篇をえらび、労働大
臣賞としました。

選考してくださった方々は、作家の
平林たい子、年少労働問題審議会委員
(毎日新聞社論説委員)五島貞次、都
立大学教授磯村英一、日本放送協会ラ
ジオ局長川上行蔵の諸氏でした。

労働大臣賞をうけた年少者は、男子
が二十四名、女子が二十六名で、職種
も農業が十名と家事が一名の他は、み
んな雇われて働いている年少者です。

機械工・印刷工・旋盤工・巻線工・鋳
造工・建具工・住上工・電話の交換手

そして唐眞さんや女中さん、または行
商など、いろいろの職種の年少者で
す。今年中学校を終えて社会に出たば
かりの十五歳の年少者も、五名も入っ
ています。

どの年少者も、つらかったり、苦し
かったりする労働生活のありのままの
姿や職場の人間関係をすなおにみつめ
ながら、一生懸命に技術をまなび、人
間としての勉強をつづけていきたいと
勇氣や希望をいだいています。この勇
氣と希望の中に、青年らしい情熱がよ
みとられ、心をうたれるものでした。

社会の荒波にまけず、いつまでもこ
の情熱を失わないで成長してほしい
と、作文をよみながら思いました。

今年の働く年少者の保護運動の目標
は、「働く年少者に明るい職場をあた
えましょう」ですが、職場の人達が、
また一般社会の人々が、育ちざかりの
年少者に、心からあたたい思いやり
をもつて、扱ってくださるならば、年
少者も未来に向って、大きく成長して
ゆけることでしょう。

労働大臣受賞作文の中から、二篇を
次に紹介しましょう。



青年百姓として

佐藤 国夫

(秋田県・農業 十七歳)

昭和二十九年、それは、私の中学三年
の、高校の受験勉強に、夢中になつて
いた時でした。「秋のとりいれが終つ
て先ず一安心だ」といつていた父が、
ポツクリ死んでしまいました。

驚れて一時間もたたないうちに、息
を引きとつてしまったのです。

父一人を、たよりにしていた、我が
家は、悲歎のどん底に突きおとされて
しまいました。

父は「お前がその気なら、長男でも
進学させる。百姓は弟にやらせる」と
いつて、私の勉強好きを励ましてくれ
るし、私もめつたにやるさねない「長
男進学」が出来る喜びに、自分の分担
の「鶏の世話」の外は、大部分の時間
を、家でも勉強に使つていたのでし
た。

私の家は、祖父母に両親、二人の弟
妹と、七人暮しでしたが、祖父は、五
十から父に一切をまかせて、百姓から
足を洗つていたというし、母も病身で
半人前の労働より出来ず、二町歩の水

忙しい、そしてなれない農作業の重
労働と、夜間授業の学校通いに無我夢
中で、三十年の一年は過ぎ去りまし
た。

年が明けて、三十一の正月を迎え
て、ポツクリ死んでしまった。

32年度受賞生活文より

三十五歳の若さで死んだ、父の死が、悼まれてならないと共に、私も父の二の舞を、ふんではならないと、つくづく考えさせられました。

そこで、私は農閑期を利用して、父の死の原因を究明するために、父の生活、我が家の日常生活について、検討を加える計画を立てました。

その結果、第一食生活の不合理、というところが出て来ました。第二には、父の労働の過重と、精神的余裕のない生活ということがわかりました。

私はこの検討研究のために、村の公民館に通いました。館長先生の助言と、図書室が、私の研究の場でした。私は我が家の食生活の不合理を徹底的に思い知らされました。三度に三度只労働に追われて、白米と、味噌汁と、漬物の簡単な食生活の繰返しでした。ありませんでした。子供の私は、それに何等の不思議も不満も感じていなかったのです。

我が家の改善計画は、
○先ず私の分担であった、鶏卵に対しても、次のように決めました。目的の鶏卵販売をやめて、自給を第一とする。次には友達達の山羊乳との交換に、そして現金収入のためには、鶏の数をふやすことにしました。
○宅地畑の高度利用による、有色野菜

の合理的栽培と、山畑には、これも完全自給のための貯蔵野菜と、大豆(蛋白と菜種(油脂源)の栽培です。

○次は父の死を早めた、最大の原因である、白米の、多食偏食の矯正のために、麦混食の実施です。これは直ぐに毎日実行の出来ることなので、直ぐ実行に移しました。そしてその経済分をとりあえず副食の栄養向上にまわして、魚や豆腐の質料にあてました。

三月になると、計画の実行にとりかかりました。

○四畝歩の宅地畑は、春五月から秋霜のふる迄「最小限にして、しかも豊富新鮮な諸種の野菜」を食膳にのぼせてくれました。ほうれん草、白菜、時無大根、キャベツ、さき、きうり、なすと、(きうりとなすは一入十五本宛植えた)漬物貯蔵迄まかないました。

○四畝歩の山畑は、じゃが芋、大根、人参、かぼちや、ごぼう、大豆、小豆の豆類から長芋などの特殊蔬菜迄作つて、六人家族には、充分の貯蔵と、ある物は家畜の飼料迄もまかなつてくれました。

こうして計画の遂行に喜びをもつてゐる時、第二の不都合が訪れました。三十一年のくれの祖母の急死です。

私は定時制を、「単位になおし」て

やめ、「通信教育」に切替えました。そして主力を村の公民館の図書館において、職業と直結した、地区の「青年学級」に籍をおき、先輩をリーダーとし「図書館講師(?)」とする、自己教育に専念しています。

農業は、次から次へと種々の問題を私の前に展開します。私には、どれもこれも皆未知、不可解の世界で、しかも科学的に解決をせまってくる問題です。然し未熟な私には何もかも一時に成功は出来ませんが、一つ一つについて



この職場で

五 藤 喜 任

(山口・建築工 十七歳)

俺は木をいじり、木をたたき一生を終るのかも知れない。俺には、木というものが一生を守つてくれるんだと、仕事の間に、ふと考えることがある。父親は、俺に職人になれ、職人が一番堅いという。母さんも、姉さんも、そりや職人がいいよと異口同音にそう答える。俺自身はあんな封建的な職業は大嫌いだ。最近父が定年退職を強いられ、失業しているのを見ると、仕方なしにそんな仕事をやることにした。職人とは、木工技術者のことである

俺は木をいじり、木をたたき一生を終るのかも知れない。俺には、木というものが一生を守つてくれるんだと、仕事の間に、ふと考えることがある。父親は、俺に職人になれ、職人が一番堅いという。母さんも、姉さんも、そりや職人がいいよと異口同音にそう答える。俺自身はあんな封建的な職業は大嫌いだ。最近父が定年退職を強いられ、失業しているのを見ると、仕方なしにそんな仕事をやることにした。職人とは、木工技術者のことである

俺は木をいじり、木をたたき一生を終るのかも知れない。俺には、木というものが一生を守つてくれるんだと、仕事の間に、ふと考えることがある。父親は、俺に職人になれ、職人が一番堅いという。母さんも、姉さんも、そりや職人がいいよと異口同音にそう答える。俺自身はあんな封建的な職業は大嫌いだ。最近父が定年退職を強いられ、失業しているのを見ると、仕方なしにそんな仕事をやることにした。職人とは、木工技術者のことである

俺は木をいじり、木をたたき一生を終るのかも知れない。俺には、木というものが一生を守つてくれるんだと、仕事の間に、ふと考えることがある。父親は、俺に職人になれ、職人が一番堅いという。母さんも、姉さんも、そりや職人がいいよと異口同音にそう答える。俺自身はあんな封建的な職業は大嫌いだ。最近父が定年退職を強いられ、失業しているのを見ると、仕方なしにそんな仕事をやることにした。職人とは、木工技術者のことである

俺は木をいじり、木をたたき一生を終るのかも知れない。俺には、木というものが一生を守つてくれるんだと、仕事の間に、ふと考えることがある。父親は、俺に職人になれ、職人が一番堅いという。母さんも、姉さんも、そりや職人がいいよと異口同音にそう答える。俺自身はあんな封建的な職業は大嫌いだ。最近父が定年退職を強いられ、失業しているのを見ると、仕方なしにそんな仕事をやることにした。職人とは、木工技術者のことである

32年度受賞生活文より

その指物屋へ行くまでの道がとても長い道で嫌気が来るが、最近はとても早く目的地に到着する方法を思いついた。というのは行進曲を歌いながら歩くのである。田舎の道は人通りが少いので好都合なのだ。昔学校で運動会の練習の時つたやり方で、日本国民歌「我等愛す」を元氣一杯大きな口をあげて歌うと、すこぶる足の調子が良い。またたく間にその指物屋へ着く。店ではお師匠さんなどと呼ぶと少つて、昔くさいので、おやじさんと呼ぶことにする。このおやじさん、酒好きの、タバコ好きの、映画好きでおまけにお人好しで、少しインテリ型のところがあるが、それと反対にもすごい軍国主義なのだ。昔、太平洋戦争でマニラの方へ勇しく戦いに行つたそう、隊名が建設隊だつたとか、俺が戦争の話をおやじさんにすると、もうおやじさんの戦争武勇伝はとまらない。奥さんが来て、もうおやめつ、というまで話は続く。

そうした話の中に筆筒やおせんが出来る。やがてそれに適合した顔料を塗る。この仕上げた筆筒や机を眺めるのが一番楽しみなのだ。そうして出来上った品物をリヤカーに乗せて村

道を、注文先へ運ぶ。そこで注文者が喜ぶか、喜ばぬかが問題なのだ。客が喜ばない、これではいけません。喜んでくれると嬉しい。リヤカーが来るまで山を飛ぶような騒ぎだ。帰つて早速おやじさんにそれを話すと、おやじさんもアゴの筋肉をやわらかくして喜ぶ。だが全部が全部そんな訳には行かない。型がすかん、高すぎる、まけるよ色々な嫌なことも沢山ある。俺はお客さんと対談するのが苦手なので、いつも大切な得意先を失う。俺が行つてから顔出しをしなくなつたお得意さんが三軒になつてしまつた。どうも内面性というやつは嫌いだ。どうかしてこの短所をなくして逆に外向性になりたいものだといつも頭を痛めている。

れんげの花の満開の頃、俺は同じ仕事をしている友だちの工場へ行つて見たら、プレナー(電気鉋)やカクセン機(電気のみ)がドッカと座つていて見る間に削り、見る間に大きな木に穴をあけていた。これは「スゴイ!」と感心せずにはいられなかつた。帰つておやじさんに「あれはいいね、これもいいね」といつたらおやじさんに「わしが六十歳位になつて動けなくなつたら機械でも買ふさ」との返事だつた。あれ以来鉋で削る時はプレナーを思い出し、のみで穴をほる時はカクセン機を思い浮べた。だが、おやじさんのあ

俺は木をいじり、木をたたき一生を終るのかも知れない。俺には、木というものが一生を守つてくれるんだと、仕事の間に、ふと考えることがある。父親は、俺に職人になれ、職人が一番堅いという。母さんも、姉さんも、そりや職人がいいよと異口同音にそう答える。俺自身はあんな封建的な職業は大嫌いだ。最近父が定年退職を強いられ、失業しているのを見ると、仕方なしにそんな仕事をやることにした。職人とは、木工技術者のことである

て、親友との協同研究と、協同実験をもとにし、公民館を精神と専門的研究のよりどころとして、父の死後漸く気持の上で元氣になった母を助け、五十の時より、六十を過ぎた今日、却つて元氣になった祖父の協力を得て、我が家の難関を切り抜けたいと、緊張のうちにも、将来への大きな希望を以て毎日を楽しく過ごしています。

私は毎晩、床につく前に、その日の反省を記録したあと、父の墓に、私の心境と、家族の一日を報告して、父の加護を祈ることを、忘れません。

が、現在はまだこの位のことである。朝起きて一通りの用事をすませておやじさんと木を下げ、村の小さな駅へ出る。その駅には職員さんは一入つたりで、とてもおんな気な駅である。冬の寒い頃は、駅のせまい部屋に何人もの人が入つて、ストーブにくつつくので、とてもおんな気がいいが、夏になると一べんに人気が落ちる。

その駅から電車で約六キロ離れた瀬戸内海沿岸の小さな漁村の指物屋へ通うのだ。指物屋といつても大工の真似

た、ただわかつていたのは機械のことだつた。機械が欲しいのは確かに自分の我儘だつたということである。だが家に洋風がかかるのが俺は辛かつた。

その次の日も、その次の日も山に行つて薪を考えた。夕方、山を下りる時ふと住み込みの山を思い出した。「そうだ、俺は今までお金の事ばかり考えていたが、住込みなら家に滞感がからない。それだ、そうしよう」と決心し脱走のように山を駆け下り駅へ出た。電車で乗つて店に行つたが、どうも勝手なようでは手がかからない。結局午後八時頃店に来て、店の前で一時間半過ぎ、九時半頃やつと指がつかつた。「こんばんわ」と声をかけた。中では近所の人や、大工や、建具屋さんたちが頼母子の寄合をやつていた。聞き馴れた奥さんの声が「はい」と飛んで来た。「どなたですか」「僕です」と小さい声が出た。俺はてつきり怒られると思つていたので、が奥さんは僕を見るなり「マア、マア、よう来たね」と意外に迎えてくれた。少しするとおやじさんも出て来て、「おう、よう来た。よう来た。」とくり返していった。そこで、家の現状や、住込みの件を詳しく話したら、おやじさんは始めは頭をかしげていたが、ボンと掌を打って「よし、そうしよう」と承知してくれた。その時、あ



「働く少女の生活文」 労働大臣賞受賞者の消息

(その一)

「働く少女の生活文」の募集は昭和廿六年に始まり、以来毎回二、〇〇〇通余りの応募があった。今年は、つい先ごろ、今年度の応募文の労働大臣賞受賞者が発表されたところである。

婦人と年少者

機械工・紡績工・事務員はもとより、農業・料飲店・土木・製塩・商店・給仕・行商・新聞配達、まつたく、ありとあらゆる職種の年少者から寄せられる生活文は、こんなにも多種多様なところであり、というよりむしろ若い人たちが働いているのかと、あらためて感慨深いものがあつた。

その内容も、日日の労働生活の体験、職場の実状や批判、意見、ひいては社会への批判や要求などを、幼いなりに真摯(摯)な態度でつづり、訴えたもので、この、いわば年少者の声の白書とでもいうべき生活文については、社会の反響も小さくなかつた。そして、忘れられがちな働く年少者へ、一般社会の大人の目が向けられ始める機会ともなっているようである。地方では、これらの応募者を中心とした、年少者のグループなども、で

皮肉な影響を受けて困る、という例は大人の世界にも少なくない。何年前かのこりと、米の供出で表彰されたけなげな少年が、そのために精神的にも、生活上でも追いつめられて不幸な結果をみた例は、思い出しただけで心が痛む。無責任に、社会の面前にその人をさらすことで、結果として不幸な目に合わせてはならないのだ。

また、入賞したということでは年少者自身が思い上がり、いい気持で生活のしかた、考え方をあやまるということも、ないともいえない。私たちは、予想し難い結果をも、予想する気持で生活文を扱ってきたが、大なり小なり影響もあろう。

過去五回の応募者中、約二〇〇人が労働大臣賞を受けている。この人たちの、受賞についての影響や、その後の生活はどうなっているか、かねて知りたいたと考えていた。加えて、よりよい施策のためにも、成人していく間の生活上の、または精神的な曲折を知りたかつたので、これらの人たちに、再び手記を求めた。

転居先の住所がわからなかつたり、忙しいので手記は書けないが、とにかく元気ややつていて、とだけのものもあり、このような例については、やつぱり大人になつたか、と何となく微笑もしたり、安心もしたりしたが、他県へ出ていて、すぐには連絡がつかなかつたもの、本人が行方不明という一名などをのぞいて、約一三が詳細な回答を寄せて

一、回答数 七六名(男四〇、女三六)

この他に、本人の母、養父工場の教師からも感想が寄せられている。

二、現在の年齢

一五歳 一名 一七歳 八名 一八歳 二〇名 一九歳 二五名 二〇歳 三名 二一歳 六名 二二歳 六名 二三歳 五名 年齢不詳 二名

納豆売りの小学生の頃に受賞したものなどもあるが、おおかたは成人になつて

三、その後の職場の変更の有無
○受賞当時と同じ職場にいるもの、四八名(男二三、女二五)
○受賞当時の職場と変つたもの、二五名(男一五、女一〇)
○変更の有無不明のもの、三名(男二、女一)

四、職場を変わったものの経路と主な理由
(一)内は退社の理由
(女)
○小企業の織布工(生活に希望、喜びなく過労、勉強したい) 一 大企業紡績の守衛、満足して働いている。

印刷工・個人家庭の女中(経済上、ことに弟を進学させたい、上京) 料理の女中、何か技術を見につけたいが、時間的、経済的に不可能、仕事は重労働で過労、しかし一生懸命に、誇りをもつて働くつもり。

炭鉱事務員(証券会社事務員(会社閉鎖) 製材所の工員の炊事婦(仕事に不満) 一 半年間失業 一 見習看護婦、技術高い職業な看護婦になりたい。

家業の林業、薪などの背負い出し(家庭経済上) 一 洋服店見習兼女中(過重労働で精神的にも疲勞、夜間にだまつてにげ出す) 一 個人家庭の女中(経済上、しかしこの間に、定時制高校卒業) 一 商社会社事務員(経済上) 一 温泉地旅館女中、どんな職業でも一生懸命働くものは立派だと思つて働いている。

家業の農業(勉強等、精神的向上を求めて) 一 製材兼材木店事務員、珠算も習得、満足して働いている。
○小企業メッキ工(手が非常に傷むので) 一 開業医の見習看護婦。

小企業印刷工(経済上、定時制高校も退学) 一 開業医の見習看護婦、看護婦学校に入学、仕事過重だが元気にがんばっている。

家業の農業(精神的向上をのぞんで) 一 開業医の見習看護婦、長時間労働で過労だが、一生懸命働いている。
○大企業の紡績工(生活文応募のために有形、無形の圧力があつて、いやにな

り) 一 マーケット売子(営業不振閉鎖) 一 幼稚園給食婦(期限つきのため、切れて退職) 一 失業中、定時制高校通学中。

事務員(養父になつて) 一 伯母の店の手伝い、定時制高校退学。

(男)
○塩田の製塩工(製塩工程の近代化のため、めかく首) 一 鉄工工員、まじめに働いている。
○スケートリンク事務員(営業不振閉鎖) 一 鉛工見習、職人気質の激しい先輩の間で働きにくい。

製糸工員(病氣) 一 小企業の織物加工工。
○自動車会社の自動車運転手見習兼事務員(仕事がつまらない) 一 官庁の土木事務所臨時雇。

砂利採取人夫(重労働のうえ将来性なく) 一 小企業の織物工場の自動車運転手見習、現在、同工場の機械整備工兼モーター責任者、非常に愉快に働いている。
○文房具及び食料品店売子兼配達(定時制高校にいきたくない) 一 他、文房具店店員(母病氣、経済上、就学も不可能) 一 小企業の電球製造工員、就学はあきらめて働いている。

材木店店員(木材運搬など強度の重労働、職場のふんいきも重く、精神的にも疲勞) 一 官庁臨時集計員、定時制高校就学、明るく働いている。

農協事務員兼物品運搬(過重労働から病氣、職場の責任者たちも不親切で回復後退職、退職後しばらく定時制高校へ通学) 一 鉄道機関区臨時雇、よく働いているが身分不安定のため希望が持てない。
○家業の農業(経済上) 一 建築工(健康状態わるく退職、上京) 一 商店員。
○書店員、定時制高校通学(勉強時間がすくない) 一 新聞配達(大学進学に備えて上京) 一 書店員、定時制高校に通学(勉強時間が足りない) 一 ミルクホール住込み、店員と牛乳配達、定時制高校通学、労働熱く非常に疲れる。

電報配達夫(生活必需品販賣組合事務員) 何かの失敗により退職したらしい) 一 親類を頼り他県に移り、所在、職業共に親も知らない、運転手らしい。母の声が好きだと時々電話だけかけてくる。
○牛乳配達(朝鮮人のため他の職業になかなか就けず、強制帰国の不安もあり帰国後のことを考え) 一 大工見習、打込んでやつている。定時制高校退学。
○納豆売(中間の供給者移転のため自然中止) 一 新聞配達(学費を出してくれ

る人があつて昼間高校へ転校) 一 衆議院速記養成所に入所、目下母の仕送り生活。
○うどん製造見習、定時制高校通学(受賞で新聞へ出たため、某工場社長に引取られ、うどんの主人も喜んでくれ

た。

家業の農業のかたわら、海苔採取の季節労働者をして出稼ぎする女子。
○少数の例から一般の推測はできないが、ここに集まつたものだけを見ると、二転、三転をうけているものもあるが、このように、純粋な経済的理由、仕事の将来性、これには経済的理由も含まれているであろう、過重労働、勉強希望の達成などが主な理由としてあげられる。女子に見習看護婦が多いのは、一般に開業医の看護婦の需要が多いせいもあるろうし、地方の、せまい地域では選職の範囲も限られるということもいえるよう。男子の場合は転職後も不安定を訴えているものが多く、それぞれ、より良い職場を希望しているが、女子の傾向といささか異なっている。女子の方が、あきらめも早く、また順応性が強いせいであろうか。男子の方が卒直に不安をつかみ、訴えている。

いずれにしても、純粹に経済的理由の場合のほかに、精神的にも耐え難くなつて、生活が否定的になり、それを建てなおすために悩みつゝ転職している。また就学したい、勉強時間がもつとほしいという理由で転職しているものもあるが、その希望は充たされないでいる。なお、残念なこと、受賞の影響で職場をやめたものも一名あり、これについては地元の実業家が就職斡旋に努力している。

五 手記にみる心境の推移

職場に入つた当時は一様に期待も大きく、人生への希望に文字通り胸ふくらむ思いであつたが、多くは、単純作業の反復、一応の修得の時期、環境への慣れを山として、自分の地位や将来性への不安など、あせりが生じてくるようである。過重労働、自由時間の不足など生理的、精神的疲労が加わつてくる場合は、不安や不満も、より強くなり動揺してくる。相当の長い時期を、こうして悩んでい

ているのだが、この人たちにしても、独り、雇用されている人たちは対照的なり考え、独り悩み、ある意味では早く転職してしまつたものにもまして精神的曲折をたどつてきた、ともいえる。その間には、卒業の際に教師からはなむけされた言葉や、大人の社会にいい慣わされていく格闘―長いものにはまかれる等の―などを思い出し、若い心はそれに反発しながらも、あきらめ、割り切り、自ら励ましては働き続けてきている。

そして、その時期から、自分自身の悩み、家庭や職場の小さい社会の有様を通じて、広い社会のしくみや動きへと目が向けられ始める。そこで一個人の無力さに気づき、社会や政治のあり方への要求や不満、憤りがのべられていく。自分をも含めて、このままでいいのか、どうなるのだろうか、さらに大きな疑問にぶつかつていく。このような目にも、やはり仕事を止められる、責任ある仕事をやらせてもらうということは、大きな喜びと自信のもととなり、「この高級お召しは、大衆のものではない。将来自分はナイロン工場をやる」と考え、「進学した友人には、またそれぞれを悩まぬ間もある。つらくとも自分はこの職場でがんばり通そう」と、希望も新たに、考えも生活も落ち着いてくる。

家庭の農業を継ぐながら農協の学校に通学し、素直な希望と理想を抱いて農事を研究し、そのかたわら友人と郷土史を共同研究しているのびやかなものもある。

提供し、進んで指導するするためには、優れた洞察力と、判断力がなければなりません。さらにその事業についてくわしい知識が必要です。以上のことから我々は相談員の適性として次の要件をあげることができました。一、円熟、勇気、誠実二、暖かい心と理解力三、心理学、社会関係、社会組織に対する理解四、事業の組織と運営に対する理解五、事業の組織と運営に対する理解六、心理的、社会的、社会的組織に対する理解七、事業の組織と運営に対する理解八、事業の組織と運営に対する理解九、事業の組織と運営に対する理解十、事業の組織と運営に対する理解十一、事業の組織と運営に対する理解十二、事業の組織と運営に対する理解十三、事業の組織と運営に対する理解十四、事業の組織と運営に対する理解十五、事業の組織と運営に対する理解十六、事業の組織と運営に対する理解十七、事業の組織と運営に対する理解十八、事業の組織と運営に対する理解十九、事業の組織と運営に対する理解二十、事業の組織と運営に対する理解二十一、事業の組織と運営に対する理解二十二、事業の組織と運営に対する理解二十三、事業の組織と運営に対する理解二十四、事業の組織と運営に対する理解二十五、事業の組織と運営に対する理解二十六、事業の組織と運営に対する理解二十七、事業の組織と運営に対する理解二十八、事業の組織と運営に対する理解二十九、事業の組織と運営に対する理解三十、事業の組織と運営に対する理解三十一、事業の組織と運営に対する理解三十二、事業の組織と運営に対する理解三十三、事業の組織と運営に対する理解三十四、事業の組織と運営に対する理解三十五、事業の組織と運営に対する理解三十六、事業の組織と運営に対する理解三十七、事業の組織と運営に対する理解三十八、事業の組織と運営に対する理解三十九、事業の組織と運営に対する理解四十、事業の組織と運営に対する理解四十一、事業の組織と運営に対する理解四十二、事業の組織と運営に対する理解四十三、事業の組織と運営に対する理解四十四、事業の組織と運営に対する理解四十五、事業の組織と運営に対する理解四十六、事業の組織と運営に対する理解四十七、事業の組織と運営に対する理解四十八、事業の組織と運営に対する理解四十九、事業の組織と運営に対する理解五十、事業の組織と運営に対する理解五十一、事業の組織と運営に対する理解五十二、事業の組織と運営に対する理解五十三、事業の組織と運営に対する理解五十四、事業の組織と運営に対する理解五十五、事業の組織と運営に対する理解五十六、事業の組織と運営に対する理解五十七、事業の組織と運営に対する理解五十八、事業の組織と運営に対する理解五十九、事業の組織と運営に対する理解六十、事業の組織と運営に対する理解六十一、事業の組織と運営に対する理解六十二、事業の組織と運営に対する理解六十三、事業の組織と運営に対する理解六十四、事業の組織と運営に対する理解六十五、事業の組織と運営に対する理解六十六、事業の組織と運営に対する理解六十七、事業の組織と運営に対する理解六十八、事業の組織と運営に対する理解六十九、事業の組織と運営に対する理解七十、事業の組織と運営に対する理解七十一、事業の組織と運営に対する理解七十二、事業の組織と運営に対する理解七十三、事業の組織と運営に対する理解七十四、事業の組織と運営に対する理解七十五、事業の組織と運営に対する理解七十六、事業の組織と運営に対する理解七十七、事業の組織と運営に対する理解七十八、事業の組織と運営に対する理解七十九、事業の組織と運営に対する理解八十、事業の組織と運営に対する理解八十一、事業の組織と運営に対する理解八十二、事業の組織と運営に対する理解八十三、事業の組織と運営に対する理解八十四、事業の組織と運営に対する理解八十五、事業の組織と運営に対する理解八十六、事業の組織と運営に対する理解八十七、事業の組織と運営に対する理解八十八、事業の組織と運営に対する理解八十九、事業の組織と運営に対する理解九十、事業の組織と運営に対する理解九十一、事業の組織と運営に対する理解九十二、事業の組織と運営に対する理解九十三、事業の組織と運営に対する理解九十四、事業の組織と運営に対する理解九十五、事業の組織と運営に対する理解九十六、事業の組織と運営に対する理解九十七、事業の組織と運営に対する理解九十八、事業の組織と運営に対する理解九十九、事業の組織と運営に対する理解一百、事業の組織と運営に対する理解

だろうし、いいことを勧めることも知らない。しかし、大人たちの世なれたチエで、それを、善だ悪だと片づけてしまつたり、いいかげんに扱つたりしない、常に温い心で青少年たちを包み、理解と援助をしてほしい。ゆくりなく、私どもと直接の関係を持つたこの若い人たちの歴史でもある。全国約三〇〇万の、働いている年少労働者のために、いいおじさん、おばさんになつてくださるように、読者の方々にお願いしたい。(つづく)

(年少労働者 須賀万亀)

いつべんに安心してしまつた。帰る時、奥さんが鮎汁を食せさせてくれた。店を出る時、頼母子の太いさんが酔つた声で、「おい、ぼうず、頼母子は落ちんじやつたが今日は楽しい。しつかりやらにやあ駄目だぞー」と俺を励ましてくれた。帰りの道は月夜で誰も通らなかつたので、日本国民歌「我等愛す」を大きな声で歌つた。電車は終電車だつた。そのあくる日から、俺は又前の通り歌に足をおわせて一本道を往返みの用意ができるまで通つていく。もちろんオートマイシオンも忘れて鮎汁のみで技術を身につけることも決めた。最近では、就職前や暇な時に、もう何年位してお金を貯めて店を出して、ああして、こうしてと考えるようになった。ああ、将来が待ち遠しい。今日からもしつかり頑張ろう。



面接相談の方法

年少労働者に対する面接相談

年少労働課

まず人を得ること

中学校を卒業して間もない年少労働者が、その労働生活上の困難や苦悩につき当つたとき、まず学校の先生に相談にいくということが多いようです。年少労働者の周囲には、職場の同僚・先輩・両親・兄弟等がいるのになぜ学校の先生が選ばれるのでしょうか。

年少労働者ということを特定しないで、我々の職場のことをみてみましょう。職場の誰彼に相談をよくうけている人は、頭のきれる人でしょうか、あるいは関係の上役でしょうか、答はノーです。仕事の指示を受けたり、科学的な又は論理的な一般論を期待して相談するのではないからです。

学校の先生、よく人から相談を受ける人などを観察すると、一定の年齢、人間的暖かさ、誠実、寛容、人好きのすることなどの条件を備えていることがわかります。

てみましょう。新聞雑誌の人生相談担当者には必ずしも我々の周囲にいない人

生相談の投稿が絶えないのは、投稿者が周囲の人に相談の内容を知られたくないからだと思わなければなりません。同じようなことは職場内部の相談関係にもあてはまります。多くの中小企業事業主は温情的行為をおこなうにはしません。また経験の豊かな職長、若い人に理解ある課長もあるでしょう。しかし多くの場合問題を持つた年少労働者が相談をまずもちかけるのは、そのような職制上の人達ではありません。なぜか、そのような人達がいかに相談に適した人達であつても、その人達は同時に監督や指導の権限をもっている人であり、相談による身分上の影響や、昇給への評価が危惧されるからです。さらにまた身近な人たちに知れわたるのが困るからでもあります。

しかし、円満で誠実であることが、面接相談担当者すべてではありません。相談にきた人に助言をし、判断の材料を

提供し、進んで指導するするためには、優れた洞察力と、判断力がなければなりません。さらにその事業についてくわしい知識が必要です。以上のことから我々は相談員の適性として次の要件をあげることができました。一、円熟、勇気、誠実二、暖かい心と理解力三、心理学、社会関係、社会組織に対する理解四、事業の組織と運営に対する理解五、事業の組織と運営に対する理解六、心理的、社会的、社会的組織に対する理解七、事業の組織と運営に対する理解八、事業の組織と運営に対する理解九、事業の組織と運営に対する理解十、事業の組織と運営に対する理解十一、事業の組織と運営に対する理解十二、事業の組織と運営に対する理解十三、事業の組織と運営に対する理解十四、事業の組織と運営に対する理解十五、事業の組織と運営に対する理解十六、事業の組織と運営に対する理解十七、事業の組織と運営に対する理解十八、事業の組織と運営に対する理解十九、事業の組織と運営に対する理解二十、事業の組織と運営に対する理解二十一、事業の組織と運営に対する理解二十二、事業の組織と運営に対する理解二十三、事業の組織と運営に対する理解二十四、事業の組織と運営に対する理解二十五、事業の組織と運営に対する理解二十六、事業の組織と運営に対する理解二十七、事業の組織と運営に対する理解二十八、事業の組織と運営に対する理解二十九、事業の組織と運営に対する理解三十、事業の組織と運営に対する理解三十一、事業の組織と運営に対する理解三十二、事業の組織と運営に対する理解三十三、事業の組織と運営に対する理解三十四、事業の組織と運営に対する理解三十五、事業の組織と運営に対する理解三十六、事業の組織と運営に対する理解三十七、事業の組織と運営に対する理解三十八、事業の組織と運営に対する理解三十九、事業の組織と運営に対する理解四十、事業の組織と運営に対する理解四十一、事業の組織と運営に対する理解四十二、事業の組織と運営に対する理解四十三、事業の組織と運営に対する理解四十四、事業の組織と運営に対する理解四十五、事業の組織と運営に対する理解四十六、事業の組織と運営に対する理解四十七、事業の組織と運営に対する理解四十八、事業の組織と運営に対する理解四十九、事業の組織と運営に対する理解五十、事業の組織と運営に対する理解五十一、事業の組織と運営に対する理解五十二、事業の組織と運営に対する理解五十三、事業の組織と運営に対する理解五十四、事業の組織と運営に対する理解五十五、事業の組織と運営に対する理解五十六、事業の組織と運営に対する理解五十七、事業の組織と運営に対する理解五十八、事業の組織と運営に対する理解五十九、事業の組織と運営に対する理解六十、事業の組織と運営に対する理解六十一、事業の組織と運営に対する理解六十二、事業の組織と運営に対する理解六十三、事業の組織と運営に対する理解六十四、事業の組織と運営に対する理解六十五、事業の組織と運営に対する理解六十六、事業の組織と運営に対する理解六十七、事業の組織と運営に対する理解六十八、事業の組織と運営に対する理解六十九、事業の組織と運営に対する理解七十、事業の組織と運営に対する理解七十一、事業の組織と運営に対する理解七十二、事業の組織と運営に対する理解七十三、事業の組織と運営に対する理解七十四、事業の組織と運営に対する理解七十五、事業の組織と運営に対する理解七十六、事業の組織と運営に対する理解七十七、事業の組織と運営に対する理解七十八、事業の組織と運営に対する理解七十九、事業の組織と運営に対する理解八十、事業の組織と運営に対する理解八十一、事業の組織と運営に対する理解八十二、事業の組織と運営に対する理解八十三、事業の組織と運営に対する理解八十四、事業の組織と運営に対する理解八十五、事業の組織と運営に対する理解八十六、事業の組織と運営に対する理解八十七、事業の組織と運営に対する理解八十八、事業の組織と運営に対する理解八十九、事業の組織と運営に対する理解九十、事業の組織と運営に対する理解九十一、事業の組織と運営に対する理解九十二、事業の組織と運営に対する理解九十三、事業の組織と運営に対する理解九十四、事業の組織と運営に対する理解九十五、事業の組織と運営に対する理解九十六、事業の組織と運営に対する理解九十七、事業の組織と運営に対する理解九十八、事業の組織と運営に対する理解九十九、事業の組織と運営に対する理解一百、事業の組織と運営に対する理解

どうして選ぶか

中小企業の職長が皆このような適格要件を備えた人であつたら問題はありま

方式による訓練等は、このために有効でしょう。しかし面接相談の効果をあげるためには、専門の係を置く方が効果的です。大企業で取り入れられている人事相談制度はそれです。中小企業では困難かもしれませんが、その人を得るならば、安全管理、衛生管理の担当者が兼任してもよいし、かえつてその方が好ましい場合もあります。

あるいは、協同組合で一人の専任者を雇うことも考えられます。この場合には、事業の内部運営に対する理解が伴

ない、従業員とのつながりがないというような問題があります。事業に対する理解はその基礎さえあれば相談に必要な程度の理解を持つことは容易です。また従業員とのつながりはその日常活動によつて得られます。

地域の婦人少年室協働員はこのような協力活動を行っているもので、これを積極的に利用することは望ましいことです。あるいは協同組合の職員を相談係に任じたり、または事業の嘱託医に委任する等の方法がこの場合考えられます。

婦人少年室協働員の協力をうける場合はよいが、その他の方法によるときは、いずれにしても金がかかるではないか、確かにその通りです。しかし、問題をこじらせて失う損失に較べれば安いもので

す。年少労働者が職場に不満をもつて辞めてしまつた場合を考えてみましょう。代りの人を雇うには、募集、試験に費やされる時間と経費、その人を訓練するに要する時間と、その間の生産の低下、仕事を覚えるまでの原材料の浪費と廃物の増加、さらには事故の発生、また辞めようと思つていて人の能率の低下による損失等は職場不満に対する代償です。この損失と、相談係を協同して雇う場合の経費を比較したら、その利害得失は明らかです。おそらく損失の何分の一かで相談係を雇うことは可能です。

話しやすい雰囲気

相談係は相談をしようとする者が自由

になんでも耐えなければならないような、話しやすい雰囲気を作ることに気を付けなければなりません。仕事のことについて、「身上のことについて、年少労働者が自分の意見を述べたい、相談をしたい、助言がほしい」と思っているとき、それをさへするものは何か、尊大な態度、いかめしい部屋のふんいき、時間のなさ、等がこれです。

(4)場所 相談は相談の場所について注意しなくてはなりません。周囲に人が多くて秘密が保てない場所、騒々しい場所、いかめしい部屋等は相談に適した場所ではありません。気軽に出入りできる部屋、落ちついて話し合える場所がほしいものです。

(5)態度 尊大な態度、わざとらしい親切さ、ことさらに改まった態度、は落第です。温かい気持、熱心に何でも聴いてやろうという態度が話を進ませます。

(6)時間 もちろん作業中は困ります。年少労働者、特に中小企業に働くものにとつては時間を作ることは大変です。昼休み時間、終業後等の時間に相談されたら、ゆつくりと可能な限りの時間をさいてやることは勿論です。

相談についての考え方

有能な相談者は自分の意見を相手に押しつけるようなことはしません。相談をもちかけてくる年少労働者の欲しているのは、適切な助言ないしは援助であつ

て、態度の決定を迫られることを望みません。行動、態度を決定するのは本人自身です。相談者の陥りやすい誤りがここにあり、その人生経験において秀れた相談者は、自己の経験、学識に基づいて年少労働者がもちこんできた問題に指示を与えることは容易でありましょう。しかし、同一の問題についても人は必ずしも同一の反応を示すとは限りませんし、また問題は客観的事実によつて生ずるものであるよりも、その感情の反応の仕方によつて起つているとみるべきです。大部分の相談はよく相手の話をきいてやるだけでその半ばの目的を達してしまふ。相談関係における助言ないし援助とは判断の材料を提供してやることです。訓辭、説教は相談とあい容れないものです。

(4)指示的相談

この立場においてなされる面接相談は、とるべき行動を相手に指示するものでなくとも、進路の自発的な決定を促すような方法を示唆することになります。相談をする者の態度は、相手に依存するものとなり、自発的な解決が望まれないことになり、また助言援助の内容は、相談者の知識、経験の範囲に限定され、すから、場合によつては事実と添わないということもあり得ます。

しかし、面接の相手方が年少労働者のように、社会的にも未成熟で、また職業経験も浅いという場合には、この立場の妥当性がなりたちます。

(5)非指示的相談

人間は誰でも、問題を解決する能力を備えているものであり、相談関係で重要なことは、問題解決の動機をあててやることだというのが、この立場であり得ます。

この立場による相談は前者の場合と比較すると、①相談者が中心となる場合には、相手の考えや見方は発展性を失うのに反し、この立場によるときは自主的な解決が期待できます。②前者の立場では、相談者の意見によつて助言が左右され、相談者が自己の将来について考える方法は、理性的であるよりも感情的であるから、解決の動機を失うという方

相談の進め方

面接相談がよくみられる行われるためには、相手に対する理解、助言ないしは材料の提供、解決の動機づけ、という三つの過程をうまく組立ててゆくことが必要です。相手の個性や態度、問題となつてくる事実についての理解の程度が面接相談の効果を左右します。

個人が相手と相手に対する理解が得られないと、そこから発するといえます。また助言ないし判断の材料の提供という過程が省略された場合には相手は納得感や合理性にかけ、場合によつてはお説教じみてしまいます。相手を激励するということとは相談のしめくりとして大切

しかし相談のこのような過程ももつぱら相談関係の考え方によつて進められるものですから、その間の判断や評価に全く主観的な要素を排除することは困難であり、相談関係のその時の気分、個性、環境、あるいは相談内容の複雑性などは問題の効果的な解決を阻む要因として働きます。このような障害をできるだけ少なくするためには、相談の進め方にある程度の工夫をして信頼性を高めることが必要です。これを面接の三つの過程に従つて述べると次のようなことになり

(1)相手を理解する段階
○話しやすい雰囲気をつくること。
○相手に問題の内容をいつくさせる。
○話の要点を明確に把握しておく。
○相手が混乱しているときは親切的な協力的態度をとる。

(2)相手がいつていることの背後にある事柄をつかむ。
○相手を理解し、問題となつてくる事実をつかむためには、何でも自由に話せるといふことが前提ですから、相談者が

面接相談という仕事は高度の技術を要するものではありません。ということとは面接技術が以上のような簡単な注意に過ぎないことを意味するものではありませんが、いかに技術を熟知していても、テクニックだけによつて効果が上がるものではないということです。相談関係の名称にかかわらず、このようなことは社会の各分野で、いろいろの機会にすで行われていることでありましょう。しかしここで年少労働者の面接相談を組織的に、あるいは労務管理の一分野としてとりあげようとするならば、なお二、三の補足事項を加えて参考に供することは必要ではないと思ひます。

相談の予備知識

面接相談という仕事は高度の技術を要するものではありません。ということとは面接技術が以上のような簡単な注意に過ぎないことを意味するものではありませんが、いかに技術を熟知していても、テクニックだけによつて効果が上がるものではないということです。相談関係の名称にかかわらず、このようなことは社会の各分野で、いろいろの機会にすで行われていることでありましょう。しかしここで年少労働者の面接相談を組織的に、あるいは労務管理の一分野としてとりあげようとするならば、なお二、三の補足事項を加えて参考に供することは必要ではないと思ひます。

その一は年少労働者の特徴であり、その二は、年少労働者、特に中小企業に働く年少者の労働の実態についての認識です。しかしながらこれらについては各種の専門的著作や研究調査の結果が出ているので、職場における不満の徴候はどんな点に表れるかということにふれてみましょう。

第一は、なんといつても労働の生産性に表れます。生産性の測定にはいろいろの方法が用ひられていますが、この立場は主として感情適応による問題について有効であるといふことができません。しかし年少労働者の相談内容は必ずしも感情適応ばかりが問題のすべてではなく、労働条件、職場環境などに関連する問題が多いことに注意しなくてはなりません。

(3)結論に對してはその要点をたしかめる。
○面接相談による問題の解決は、このような過程によつても、必ずしも一回で終るとは限りません。問題の内容により、また所在により時日を要するものもあり、また相談者は点数をあげるため、あせつてはなりません。面接相談は生

面接相談という仕事は高度の技術を要するものではありません。ということとは面接技術が以上のような簡単な注意に過ぎないことを意味するものではありませんが、いかに技術を熟知していても、テクニックだけによつて効果が上がるものではないということです。相談関係の名称にかかわらず、このようなことは社会の各分野で、いろいろの機会にすで行われていることでありましょう。しかしここで年少労働者の面接相談を組織的に、あるいは労務管理の一分野としてとりあげようとするならば、なお二、三の補足事項を加えて参考に供することは必要ではないと思ひます。

その二は、年少労働者、特に中小企業に働く年少者の労働の実態についての認識です。しかしながらこれらについては各種の専門的著作や研究調査の結果が出ているので、職場における不満の徴候はどんな点に表れるかということにふれてみましょう。



年少者の年次有給休暇の現状

一、はしがき

婦人と年少者

一九三六年六月のILO第二〇回会議に採択された「年次有給休暇に関する条約（第五二号）」および「年次有給休暇に関する勧告（第四七号）」によると、年少労働者に関する特例として、休息、娯楽およびその能力の啓発のための機会を確保する」主旨にもとづいた適用の基準が示されています。既に仏、西独、東独、スエーデン、デンマーク等ではILOの主旨に沿った、年少労働者の年次有給休暇に関する立法措置、或るいは年次有給休暇を効果的に利用するため付与する時季、又は休暇の継続分割に関する規定、休暇利用のための公共事業への国家補助、休暇村施設の設置等が行われています。このような各国の実状は、年次有給休暇の活用が年少労働者にとつて大きな意義をもつことを裏書きするものと考えられますが、これにも拘らずわが国においては年少労働者の年次有給休暇に

ついて考慮が払われていないように思われます。

そこで年少労働者の年次有給休暇の活用およびこれに伴う諸施設の設置を促進する資料とするため、年次有給休暇通信調査、利用状況調査を実施し、昭和三十一年に行つた年少労働者調査の年次有給休暇の部分と併せてまとめました。

二、調査の概要

調査の概要を簡単に紹介すると次のとおりです。

(1) 年少労働者調査

（昭和三十一年五月、六月）

対象：組織、機械器具、食料品、金属、製材及び木製品工業、印刷及び製本業の事業場一、六六二と、ここで働く年少者一、〇七四人

(2) 年次有給休暇通信調査

（昭和三十一年六月）

対象：前記調査対象事業場のうち労働者数五〇人以上で年次有給休暇の規

定のある事業場一五九

(3) 年次有給休暇利用状況調査

（昭和三十一年七月）

対象：通信調査対象事業場のうち四事業場を選びここで働く年少者二六〇人

（調査の詳細は年少労働者調査資料第四〇集、第四三集を参照）

三、調査結果

1. 事業場における年次有給休暇の制度

年少労働者調査によると大企業（労働者数一、〇〇〇人以上の事業場）では九七・七％の事業場が年次有給休暇について制度を設けていますが、規模が小さくなるに従って減少して、労働者数一〇人未満の事業場では半数以上が休暇の制度を設けていません。

その内容も大企業が労働基準法通り（六日（二日）乃至それを上回る規定を設けているのに対し、中小企業では三日（一日）程度のもものが多く、また一応規定してはいるものの実際に利用する者が少ない、盆正月等に休み、不況で仕事がない時に休み、雨で仕事ができないうちに休み、農繁期に休み、休暇日数が余つた場合は買上げる、通勤者のみで往還者にはない等、本来の年次有給休暇の目的から離れた慣習が行われています。

次に労働者数五〇人以上で、現在年次有給休暇の規定のある事業場一五九について、就業規則に年次有給休暇に関するどのような規定を設けているかをみると、日数では労働基準法通り（二年間継続勤務し、全労働日の八割以上出勤した労働者に対し六日間の有給休暇を付与し、続いて二年以上勤務した者には一年につき一日ずつ加算し、最高二〇日を限度とする）に規定した事業場が最も多く八四事業場で、全体の五二・三％を占めています。次いで最低七日（最高二〇日、二〇日）等が多くみられます。

この他に勤続一年未満の者、出勤率八割未満の者にも何日かの年次有給休暇を付与し、また出勤率八割以上の者に対しては奨励的な意味を含めて休暇日数の増加をはかる等の措置が一部の事業場でとられています。

当該年度において、労働者が定められた年次有給休暇の全部をとりきれなかった場合、これを次年度に繰越すことについて三九事業場（二五・三％）がこれを認めています。

また技能養成工や年少労働者に特例を設け、休暇日数の増加（十二日）をはかっている事業場が九事業場みられます。

2. 年次有給休暇利用者のための措置

年次有給休暇を有効に活用できるようにレクリエーションのための宿泊施設等を

3. 労働防止啓蒙活動が行われます

昭和三十三年四月一日に行われる労働防止法の全面施行による、社会一般が労働防止について正しい認識を深めるよう啓蒙するとともに、各方面において準備態勢をととのえるよう促進する。

一、趣旨

労働者婦人少年局

二、期間

昭和三十三年十一月十六日

三、活動事項

1. 労働問題についての正しい考え方の涵養

2. 労働防止法の全面施行についての周知

3. 婦女・業者の転業促進の促進

(1) 婦人の転落防止、保護更生等の制度、及び施設ならびに業者の転業に関する指導措置の周知を図る

(2) 社会一般の理解と協力を求める

4. 関係機関の協力態勢の強化

四、方法

1. ポスター、リーフレットの作成配布ならびに既存資料の活用

2. 講演会、懇談会等の開催

3. 機関紙（誌）の活用

4. 関係機関への協力依頼

婦人と年少者

3. 年少労働者の年次有給休暇に対する認識

年少労働者について年少労働者が関心をもっているか、或るいは年次有給休暇の制度が行われている事業場で働いている年少者がどの位いるかを年少労働者調査によつてみると次のとおりです。

一、〇七四人の年少労働者のうち、自分の働いている事業場で年次有給休暇の制度が行われているというものが四二・三％、実際には行われていないもの一八・三％、自分の働いている事業場で年次有給休暇の制度が行われているかどうかどう

か知らぬもの、或るいは年次有給休暇の意味を分らないものが三九・五％を占めています。事業場の規模別では、年次有給休暇制度が行われている事業場で働く年少労働者数一〇人以上の事業場では七・六％（五〇人以上では三・五％）、一〇人以上では二・六・八％、一〇人以上では一・八・七％です。したがって年次有給休暇制度が行われていない事業場で働く年少労働者および、年次有給休暇に対する認識を欠くと思われる年少労働者は、事業場規模が小となるほど比率が高くなり、労働者数一〇人未満の事業場では八・三％に達しています。次に労働者数五〇人以上の事業場で働く年少者二六〇人を対象とした年次有給休暇利用状況調査によれば年次有給休暇の意識を知っている年少者は七五・八％を占めています。個々の年少者が働いている事業場の就業規則の年次有給休暇規定を知っている年少者は五八・八％でした。

このように年少労働者は一般に年次有給休暇に対する関心が薄く、特に中小企業の年少労働者のなかには年次有給休暇の制度を知らないもの、年次有給休暇の制度が行われていない事業場で働くものが多いことが明らかです。

以上の調査結果によると、中小企業では年次有給休暇を実施している事業場およびこれに伴う福祉施設を備えている事業場が少く、ここで働く年少者も年次有給休暇に対する認識を欠いているものが多いので、中小企業の事業主および年少労働者に対しては、年次有給休暇制度の意義を理解させる啓蒙を行うとともに、年次有給休暇を有効に活用することのできる公共的あるいは共同の福祉施設を設置することが望ましいと考えられます。

労働者婦人少年局

第3表 雇用者数の推移

年 别	計	女子	男子	平均雇用者数 （女子の割合）	増 加 率	
					女子	男子
	万人	万人	万人	%		
昭和23年	1,274	329	945	25.8	100	100
24年	1,242	309	933	24.9	94	99
25年	1,260	317	948	25.2	96	100
26年	1,370	372	998	27.2	113	100
27年	1,421	390	1,031	27.4	119	109
28年	1,498	406	1,093	27.1	123	116
29年	1,547	427	1,120	27.6	127	118
30年	1,617	467	1,150	28.9	142	123
31年	1,751	515	1,236	29.4	157	130

總理府統計局—勞働力調査

第4表 女子雇用者数(1955年1956年)

産 業 別	1955年	1956年
全農	471	515
漁業	19	22
林業	2*	2*
水産	5*	4*
殖産	19	20
養殖	166	185
建設	84	86
製造	102	108
織	23	26
紡	119	134
小売	16	17
並びに		
金融		
不動産		
信託		
通信		
及		
その他		
公益事業		
一		
ス		
業務		

註1) *印は誤差率が大である
総理府統計局一労働力調査

理府統計局の就業構造基本調査によ
す、昭和三〇年七月から三十一年
末までの一年間に新しく就業した女子
三万人（男子八六万人）、そのうち雇
は六五万人（男子は六四万人）でし
このうち非農林業に就業した女子七
七万人についてみると、男子は失
業中から就業した者が女子の三倍
強であるのに対して、生活難、余
暇ができたからを理由に就業した
女子が、それぞれ男子の四・六倍
となつていて、女子の労働力化に
おける男子と異なる特性があらわれ
ております。

女子雇用者の入職する経路をみ
ますと新規就職者の三八％、転職
者の五一％がはたけによつて就職し
ております。

次に公共職業安定所を通して就職する
一般の女子常用労働者の需供状況につ
てみますと、昭和三十一年、一年間に安
定所を通した女子の新規求職申込件数は
前年より八％増の一八八万件でしたが、
新規求人数は前年より二四％増の一三〇
万件に上つていますので、就職状況もよ
く、二件に一件（男子は二、三件に一件）
は就職しております。

日雇労働者の場合も需給関係は好転し
ており、三十一年一か月平均の女子就労
実人数は前年より増加して一四万八千
人、就労率も上昇して八一％となつてお
り、不就労者、いわゆるあぶれの数も前
年にくらべて女子は四・七％減少してい
ます。

次に新規卒業者の就職状況について

就業状況

状況は女子雇用者の半数近々（四四）を占めており、公共職業安定所を経由したものは、新規就職者、転職者何れの場合も縁故の割合が安定所のそれよりはるかに大きいことになります。

しかし一方、労働省の調査による主要産業の規模三〇人以上の事業場への就職経路をみますと、安定所を経由したものは、三九％、縁故三一％となっており、規模の大きな事業物では安定所を利用する割合が比較的多く、又累年の状況からいへば、その傾向が漸次目立ってきているように見えます。

れま
す。
す。
(第三版)

第1表 男女労働力人口と非労働力人口

		昭和30年	昭和31年	増減
女	14才以上人口	3,168	3,238	+70
	労働人口	1,739	1,765	+26
	非労働人口	1,424	1,469	+45
男	14才以上人口	2,961	3,028	+67
	労働人口	2,479	2,526	+47
	非労働人口	476	497	+21

總理府統計局一労働力調査

その対前年増
加数は、前ほ
どいぢるし
くなく、従つ
て男女の増加
率を比較した
場合、この数
年來 増加割
合に於いて常
に男子勞働力
人口を上廻つ
ていた女子勞
働力人口は、
たすねち女子の非勞働力人口は、
と數年間勞働力人口の増加と対応して、
概して年々減少してゆく傾向をみせてい
ましたが、三一年には可成の増加をみせ
て、対前年増加數において勞働力人口の
それを上廻りました。以上、女子の勞働
力、非勞働力にみられた現象にはいろいろ
の原因があげられるでしょうが、これ
まで生活のため職を求めていたり、又や
むを得ず働いていた婦人が、三一年の
經濟的好條件の影響で働かなくてもよく
つたといふこともその一つといえまし

第2表 産 業 別 就 業 者

		全産業	農林業	非 農 林 業									
				計	漁業及び水産物	鉱業	建設業	製造業	卸売及び小売業	光通信業	運輸郵便業	サービス業	公務
女	1955 年	1,711	871	840	9	6	20	255	295	24	215	16	2
	1956 年	1,737	846	890	11	4	21	270	305	25	236	17	1
男	1955 年	2,439	854	1,584	45	46	153	463	380	172	217	101	2
	1956 年	2,491	835	1,656	48	42	161	496	398	182	228	100	1

總理府統計局一労働力調査

就業者別産業第2表													
		業 業 別 産 産											
		全産業		農 林 業									
		計	漁業 及び 水産	畜産	建設	製造	小売 及 飲食	運輸 及 通信	金融 及 保険	娯楽 及 サービス	公務	分類 不明	不 面
女	1955 年	万人	1,711	871	840	9	6	20	255	295	24	215	16
	1956 年	万人	1,737	846	890	11	4	21	270	305	25	236	17
男	1955 年	万人	2,439	854	1,584	45	46	153	403	380	172	217	101
	1956 年	万人	2,491	835	1,656	48	42	161	496	398	182	228	100

最近一、二年、完全失業者は男女ともに大幅に増加していましたが、昭和三十一年には労働市場の状況が好転しましたので、女子の完全失業者数は前年の増加数の四分の一にあたる一万人の増加にとどまり二九万人となりました。これらの

平 常 の 状 態		男女計	男	女
総 仕 事	を し て い る 数 者 者 事 業	100	100	100
		8	11	7
		92	89	93
		39	2	66
		15	20	12
		10	17	5
27	51	11		
家 通 病 無 気 老 齢				

業者の
平常の
状態を
みます
と、そ
の六六
％がふ
だんは
家事に
従事し
ている

アメリカにおける
婦人組合員

労働統計局のしらべによれば、一九五四年には三百万人の婦人組合員がおりました。全組合員のおよそ六分の一を占めています。

また、婦人組合員は婦人の多く働いている産業に、縫製業、サード産業、電気器具製造業、商業、繊維業に

事件がわらない人（就職希望者）や、現在の仕事のほか別働の仕事をしたいと考えている人（追加就職希望者）があり、前者は七十六万人、後者は三六万人に上つています。転職希望者の七〇％余は非農林業に従事する人で、追加就職希望者は農林・非農林業にほぼ半々おります。

十一月四日の天皇、皇后両陛下主催の
遊遊会に労働員から功労者二四名が推せ
られたが、その中に婦人少年局関係と
して山川菊栄（前局長）井上まよ（春日新
聞記者）西浦子（婦人少年問題審議会委
員）石村信子（YWCA総幹事）船山登英
（婦人少年問題審議会委員）佐藤哲（婦人
少年室協助力）立石多貞恵（同）の七氏が
含まれている。

最も大勢いるようです。

労働統計局の質問に答えた一九九の組合について、そのうちの九五は婦人の組合を報告し、他の四〇か所は婦人がいないと報告し、のこりの六四か所はほとんどは推計がなされる程度の報告でした。

婦人組合員がいないと答えた四〇組合のほとんどは婦人を雇うような職種ではありません。造船工、鉄道操車係長、石切り工、船舶用技師――

次の表は一万人以上の婦人組合員につ

いて報告した組合です。
更に、望荷、陶器、紙製造業を含めた九組合は五千人から一万人の組合員がいます。婦人組合員が二千五百人から五千人いるところは、時計製造、手袋製造業を含めた二〇組合です。一一の組合には婦人組合員が千人から二千五百人います。二〇か所は婦人組合員が百人以下です。

1956 Handbook on Women workers
Women's Bureau Bulletin No. 261

亮春対策審議会(会長菅原通清氏)では、亮春防止法が来年四月に全面施行されるのを前に、亮春婦の保安処分、保護更生対策、業者の転業対策ならびに世帯対策について、政府に対し九月十八日と十月十六日に意見の具申を行なつたので、次ぎにその要をかげる。

意見真中第四号

宛春対策審議会の政府に対する具申書

附 充春防止法一部改正案

て一年數か月を浪費した感があり、この
よゝな罪愆はまことに遺憾である。

よつて、本審議會は、宍春対策上、輿
に重要な保安処分、保護更生及び転業
対策について協議の必要を認め、三分科
會を設けて鋭意審議の結果、差当り必要
な措置として左記のとおり結論を得たの
で、先春対策審議會第一条第二項の規定
により、ここに意見具申する。

府県が具體的設置計画をたてたのみで、他の大多数府県はその計画さえない状況である。

よつて政府は、未設置府県を督促し、右予算の速かな施行を図るよう強力に指導すること。

このために必要に応じ、婦人保護施設は、これを、都道府県の義務設置とするよう法の改正を考慮すること

はできないが、健全な転産業をする者に対しては、公私の金融機関に於て、差別待遇をせず、公平かつ親切に、融資の許旋をなし、又はその他転業に必要な措置を講ずるものとする。

なお、業者がこの線にそつて、早く転産業の方針を決定するよう、勧奨するものとする。

菅原通濟
内閣総理大臣 岸 信介殿
売春防止法の全面施行にそなえての必
要措置について
売春防止法は、要保護女子の保護更生
に関する規定の施行を先行せしめ、刑事

一 保安処分対策については、別紙「売春防止法の一部を改正する法律案（補導処分等・要綱案）」及び「婦人補導院法案要綱案」に基き、速かに立法措置を講ずるものとする。

二 保護更生対策については、売春防止

業及び婦女の保護更生の状況よりみて、法の全面施行期日たる明年四月一日間近に要保護婦女の増加が予想されるので、昭和三十二年度予算に計上された施設の外、本年度中に、更に各都道府県に必要な婦人保護施

法律案（補導処分等）要綱案
（補導処分と言渡）
第一 裁判所は、売春防止法（以下法
いう）第五条の罪を犯した成人の女子
に対し、懲役の執行を猶予すべきときは
の言渡と同時に、補導処分を付する旨

法によりその設置を義務づけられた婦人相談所すら、未だその設置を見ない果があること等の状況にかんがみ、同法の全面的施行に支障を来す虞もあるので、次に掲げる措置を講ずるものとする。

設の増設策を圖るため、予備費支出を考慮すること。

三、転廃業対策については、この際更に、これを推進するため、次に掲げる措置を講ずるものとすること。

開議決定をもつて、各都道府県及

2. 補導処分に付する旨の言渡をする場合には、保護観察に付する旨の言渡をすることはできない。
3. 法第五条の罪と他の罪とについて同一の裁判による懲罰の言渡をする

如きは、昨年五月に比し、かえつて従業員一七三名の増加を見ている状況であり、業者の転業について、本年六月以降はとみに停頓して、今なお、六名に達しない実情であることは、先着対策につい

直ちにその開設を促す強硬な措置をとること。

なお、その際、売春防止法の刑事処分関係規定の施行については、絶対に延期しない旨を表明するものとす。

きときは、刑法第五十四條第一項の規定により法第五條の罪の刑によつて処断すべき場合を除き前項の規定を適用しないものとする。

補遺処分の内容

補遺処分に附せられた者は、補

全国売春関係地域数、業者数及び従業婦数（昭和32年4月30日現在 労働省婦人少年局調）

都道府県	地区	特殊飲食店街			三業地及び三業地			特飲以外の集娯地			駐留軍基地			小計			散娯	売春婦 総計
		地域	業者	従業婦	地域	業者	従業婦	地域	業者	従業婦	地域	業者	従業婦	地域	業者	従業婦		
北海道	札幌市	3	155	727	1	40	245	6	666	2,511	1	28	164	10	889	3,647	430	4,077
北海道	旭川市	11	108	385	2	43	185	0	0	0	1	71	101	14	222	731	725	1,456
北海道	旭川市	13	128	419	3	40	90	14	21	58	0	0	0	30	189	562	0	562
北海道	旭川市	10	126	467	1	63	139	18	112	316	1	7	20	30	308	942	198	1,140
北海道	旭川市	19	180	467	*	*	61	21	185	470	1	2	10	41	307	1,008	0	1,008
山形県	形島町	5	33	152	13	149	260	14	199	387	0	0	0	32	381	799	0	799
山形県	形島町	15	151	510	18	371	994	15	113	281	0	0	0	48	635	1,785	*	1,785
山形県	形島町	2	64	160	7	83	177	7	76	141	0	0	0	10	223	478	0	478
山形県	形島町	7	143	389	18	373	788	18	212	418	0	0	0	43	728	1,595	0	1,595
山形県	形島町	14	234	523	13	304	608	0	0	0	0	0	27	638	1,131	225	1,356	
埼玉県	玉川町	18	220	578	15	267	523	5	61	100	5	36	104	43	584	1,305	234	1,539
埼玉県	玉川町	11	177	591	13	251	462	22	525	1,001	6	30	92	52	983	2,146	7	2,153
埼玉県	玉川町	14	1,203	4,277	49	2,282	4,834	5	337	869	5	86	168	73	3,908	10,148	2,952	13,100
埼玉県	玉川町	23	1,055	4,259	*	*	749	*	*	1,273	*	*	*	28	1,055	6,281	11,968	18,249
埼玉県	玉川町	12	168	536	56	930	1,757	17	444	*	0	0	0	85	1,542	2,298	818	2,606
富山県	山井町	38	459	1,434	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	459	1,434	0	1,434
富山県	山井町	18	321	770	3	83	175	12	211	680	0	0	0	33	615	1,625	*	1,625
富山県	山井町	9	150	377	5	91	336	*	2	8	0	0	0	14	243	721	0	721
富山県	山井町	11	150	295	4	74	191	0	0	0	0	0	0	15	224	486	77	563
富山県	山井町	16	549	948	25	456	1,144	*	119	206	0	0	0	41	1,124	2,298	0	2,298
岐阜県	皇岡町	4	157	576	15	326	875	15	243	606	1	7	132	35	733	2,189	*	2,189
岐阜県	皇岡町	32	595	1,874	41	661	1,653	48	860	1,659	3	129	322	124	2,245	5,508	60	5,568
岐阜県	皇岡町	31	726	3,043	23	561	1,656	10	258	718	1	23	91	65	1,568	5,508	4,001	9,509
岐阜県	皇岡町	17	320	1,098	8	118	332	0	0	0	0	0	0	26	438	1,480	0	1,480
岐阜県	皇岡町	7	154	309	3	20	63	0	0	0	1	13	71	11	187	443	20	463
京大阪府	東淀川	14	1,057	1,926	9	593	526	*	289	515	5	*	140	28	1,939	3,107	325	3,432
京大阪府	東淀川	8	888	2,857	11	602	1,362	8	245	731	1	10	50	28	1,745	5,000	510	5,510
京大阪府	東淀川	9	394	1,589	8	158	873	8	206	830	0	0	0	25	758	3,292	1,506	4,798
京大阪府	東淀川	3	71	261	7	69	269	5	41	245	0	0	0	15	181	775	0	775
京大阪府	東淀川	4	90	219	16	348	678	10	320	734	1	5	16	31	763	1,647	78	1,725
鳥取県	根山町	4	79	221	4	47	185	5	39	114	0	0	0	13	165	520	100	620
鳥取県	根山町	6	74	231	6	40	166	3	18	61	0	0	0	15	132	458	0	458
鳥取県	根山町	10	228	695	*	*	143	*	*	0	0	0	0	10	228	838	50	888
鳥取県	根山町	27	597	1,923	2	9	41	11	244	754	1	5	20	41	855	2,738	870	3,608
鳥取県	根山町	20	312	1,495	4	58	292	2	23	131	3	116	975	29	509	2,893	1,965	4,858
徳島県	鳴門町	2	93	270	2	68	55	10	243	510	0	0	0	14	404	835	30	865
徳島県	鳴門町	12	187	480	10	12	225	14	151	319	0	0	0	36	350	1,024	339	1,363
徳島県	鳴門町	2	53	227	3	51	154	71	1,065	2,188	0	0	0	76	1,169	2,569	0	2,569
徳島県	鳴門町	1	52	158	0	0	0	29	360	976	0	0	0	30	412	1,134	0	1,134
徳島県	鳴門町	68	1,383	5,756	4	90	445	4	961	3,061	5	84	460	81	2,518	9,722	885	10,607
佐賀県	杵築市	22	191	925	2	*	30	3	44	*	0	0	0	27	235	955	*	955
佐賀県	杵築市	37	550	1,848	4	59	64	2	51	114	5	177	513	48	837	2,599	331	2,910
佐賀県	杵築市	14	390	1,446	6	57	252	1	*	*	0	0	0	20	447	1,698	767	2,465
佐賀県	杵築市	22	367	1,416	4	47	285	1	95	485	0	0	0	27	509	2,186	800	2,986
佐賀県	杵築市	14	141	526	0	0	0	17	109	244	0	0	0	31	250	770	27	797
鹿児島県	鹿児島市	3	69	283	*	*	15	36	420	1,195	2	*	6	41	489	1,499	208	1,707

この調査は各都道府県の婦人少年室が、警察、公営衛生所、児童相談所、児童福祉施設、児童養育施設、児童相談所、児童福祉施設

この調査は各都道府県の婦人少年室が、警察、公衆衛生課、労働基準監督署の協力によって行つたものである。

注 1) 組織売春：業者により経営されているもの。 2) 散 娼：街頭に立つて客をとるもの及びポン引き、旅館、料亭等と連絡があり、それらの求めに応じて客をとるもの。

3) 特飲以外の集娼地：飲食店、旅館等の名目で売春の行われているところ。いわゆる青線地域。

4) 地 域：業者数が三軒以上のものを一地域とした。但し、駐留軍基地は一つの基地を一地域とした。

婦 人 と 年 少 者

売春防止法の全面施行による
なえての行政措置の強化についで

(昭和三八・三閣議決定)

売春防止法は、明年四月一日から全面的に施行されるのであるが、同法公布後、今日までにおける関係業者の転廃業及び婦人の保護更生等の状況に鑑み、同法の全面施行にそなへ、左記事項を強力に実施するものとする。

記

一、亮春防止法は、明年四月一日を以て刑事処分に関する規定が施行されることにより、いよいよ、全面的に実施されることを一般に周知徹底せしめるところと。

二 売春防止活動の地方における推進体である売春防止対策本部を整備強化し、いまだ設置していない都道府県に對し、速かにその設置を為さしめるよう措置するとともに、都道府県に對し、民間適任者をもつてする売春対策推進委員を設けるよう措置すること。

三 婦人保護施設を設置していない道府県に對し、早急にその設置を為さしめるとともに、なお、法の全面施行期日前に、都道府県において、更に必要な収容力を速かに増加できるよう措置す

四、業者が健全な生業に転換するに当り資金を必要とする場合においては、公私の金融機関において、その融資方針に基き可能な範囲内で融資を行うものとする。

五、売春を常習とする者のうち、性病にかかつているものに対しては、これを根治せしめるよう、適切な措置を講ずるものとする。

六、明年四月二日前においても、現行関係法令に基く所要の処置を行うものとする。

第1表 売春問題相談受理件数

実 施 別		実数	%
総 数		3,192	100
常時活動によるもの	小 計	996	31
	婦 女 数	563	18
	協 助 員	433	13
特別活動によるもの		2,196	69

註 第2表以下各表は常時活動による相談のうち婦人少年
室が取扱つたものについてのみまとめたものである

第2表 対象者の状態別売春問題相談受理件数

対象者の状態別	実数	%
総 数	563	100
売 春 婦	496	77
再転落未然の者	60	11
転落未然の者	67	12

第3表 受理経路

		總數	申出に よるもの	発見に よるもの	他室 より	他機関 より
總 數	実數	563	295	34	60	174
	%	100	52	6	11	31
光 春 歸		436	227	22	45	142
再転落未然の者		00	34	2	7	17
転落未然の者		67	34	10	8	15

第4条 相談事項

	総 数		売 券 額	再 松 落 未 然 者	松 落 然 者
	実 数	%			
総 数	663	100	436	60	07
松落防止について	57	10	0	8	54
保護更生について	332	68	382	0	0
売券業者改善について	17	8	17	0	0
更生または数年後の保護 撤廃について	50	9	0	49	1
売券婦に関与ある調査依頼	20	3.5	10	4	6
調査により発見 (相談の意思なし)	34	0	26	4	4
不明	3	0.5	1	0	2

第5表 措 置 状 况

対象者の 状態別	指 置 別	総 数		充春婦 未 者	再転落 未 然の者	転落未 然の者
		実数	%			
紛争の処理	相談業務対象者 総数	563	100	436	60	67
	指 置 総 数	(1,092)		(870)	(100)	(122)
	小 計	307	55	259	35	13
	前借金について 身割の解決につ いて	132	23	110	12	1
	荷物の引取につ いて	22	4	15	0	7
	その他について	89	16	76	13	0
	就職あつせん	64	11	49	10	5
	就職あつせん	126	22	84	17	25
	生業あつせん	7	1	6	1	0
	家庭指導	29	5	19	2	8
調査実施	本人指導	163	29	134	10	19
	家庭復帰	124	22	107	3	14
	結 婚	26	5	26	0	0
	保護措置等のあ つせん	84	15	70	7	7
	調査実施	176	31	130	16	30
	他機関への引渡	19	3	12	4	3
	他室への引渡	15	3	11	8	1
そ の 他	16	3	12	2	2	

(註) 一人につき二つ以上の措置を行った場合はそれぞれ該当欄に算入した。したがって合計は100%をこえる。

労組婦人のページ

○全専売第六回婦人代表者会議

会議は八月二九、三〇の両日、品川労働会館で、各支部代表の代表員七六名と傍聴者約七〇名が出席してひらかれた。議長選出、中央情報報告につづき、婦人部長の青島対策部経過報告があり、いくつかの活動の成果も話された。午後、青島対策部長より活動方針の提案ののち、各支部代表によつて活発な討論が行われた。そのあらましをひらつてみよう。

婦人部の組織について

○若い未婚者と家庭持ちの既婚者では、年齢差や生活感情等を通しての組合意識が違つたため活動が阻害される場合がある。年齢で枠をきめたらどうか。

○××支部は既婚者が九〇％を上廻つてゐるが、既婚者は早朝出勤は困難が伴いがちなので、冬の朝など保育所に火を入れる役目を若い人たちが進んでやつてゐる。

○役員は職場の人に密接につながつてゐない。お互いの意志の疎通をはかることが必要で、手段としてサークル活動、PR活動の活発化を促進してほしい。

職場施設について

○これまで立ち通しの作業（まきあげ）だったが、作業終了後二時間ばかり、

組合員と議長が話し合いを持つたところ、翌日、早速椅子がついた。問題解決の手段として職場での話し合いが大事だと痛感した。

○更衣室が手狭で非常に混雑するので、部長を現場に案内して、実情をみて認識してもらい、効果があつた。

教育宣伝について

○教育活動の一環として労働史、婦人史等、硬いものから入ることをきき、山川菊栄著「女二代の記」を朗読の形でやつて成功をおさめてゐる。

○母親を対象に東北大小児科助産師を講師に、育児、予防注射の知識等、実際に役立つ科目の講座をひらいた。

○既婚者が会合に出席しやすいよう、その家族に働きかける等、教育活動の前提として「集る」方法をもつと研究しなければならぬ。

○国鉄第二五回婦人部中央委員会

九月三日、四日の両日、都内、東交會館で、中央委員七五名、傍聴者数一〇〇名で開催された。始めに執行部から賃金（国鉄当局が一〇月一日から実施する）という仲裁裁定による賃金）についての交渉経過の報告があり、次いで来賓挨拶等の後、一九五七年婦人部運動方針案の検討に入り、婦人部長から次のような提案説明がなされた。一、約二万二千名の婦人部員の家族状況は未婚、有夫、未亡人の三つの階層に分かれ、階層別で婦人部

職員、自動車運転免許、整備等、多くの職種に分かれてゐる。これらの人達全部をくくるため、職場と家庭の生活、母性として子供を通して、未来の幸せな生活を守るためにはどうしたらよいか。一、この自覚は年毎になかまり、親組合が驚くほど婦人部員の意識と組織は強くなつてきている。これこそ是非やらねば生活が守れないという目標を強く打ち出したい。しかし、以上の方針案の基盤になるのは婦人部組織の強化であるから、現場での体験を発表して頂き、それを肉づけてとして成案して行きたい。

会議は、オートメーションと合理化、婦人部の職場の拡大、母性保護、賃金、最低賃金と家内労働、家族制度について、原水爆の禁止、婦人部の組織と活動について、労働者家族の組織についてなど、地方の実情を中心として討論が行われた。次にその一例をあげてみよう。

オートメーションと合理化について

○組合員の中には、オートメーションは企業の合理化やむをえないのではなからぬ、こんなしめつけ環境で仕事をしなされるより新しい作風の新しい機械の前で坐つて仕事をすることがいいとか、自分達の職場は三六五年からまだ期間があるとか、自分は現在の仕事に残れるとか、やめてもいいとか、考えがバラバラだし、又事務部門にそこがれたら、キーパシチャットがよいという方向に傾いて行くのをどういうふうに説得した。

○婦人労働問題中央懇談会

十月十一日（金）大平町庁舎会議室で、全日本労働組合婦人部長、青島対策部長を招請して、最近の婦人労働問題について懇談会をひらきました。出席者は総評、全労、国鉄、全印刷、全通、全日通、金通、ボケル、レストラシ、日教組、地銀連、金労、全旅館の十三組合十三名でした。懇談は一、最近の職場及び組織における主なる婦人労働問題について、二、労組における本年度の婦人対策について、三、各組合から進められ、次のような問題が提出されました。

一、婦人部の組織、二、婦人の雇用、三、オートメーションについて、三男一女一貧金、四母性保護、五婦人の組合意識、六、婦人少年局への要望も出されました。

○九月の婦人界のうごき

一日 エリサベス・グレイ・バイニング夫人が、「国際ペン大会」のゲスト・オブ・オナーとして出席のため来日。

三日、六日 「国際ペン大会」が開催されたが、各国代表のうちには、クララ・マルロー、エドモント・ドラ・ロシュワコー、クロード・サルビ（以上フランス）、マリ・トレッドゴールド（イギリス）、ソフィア・ワディア（インド）、メイシー・グレイグ（オーストラリア）、毛允淑（韓国）の婦人作家たちが参加してゐる。

六日 山田わか氏が心筋コソク症のため死去。七十八歳。同友史は、明治、大正、昭和の三代にわたり母性保護運動に尽力し、現在は社会福祉法人婦人福祉会会長、財団法人さつき会玉川マナ一理事長として活躍してゐた。なお昭和二十六年には調停制度につくした功により「藍綬褒章」を授与された。

九日 政府の米価値上げ気運に対し、主婦連、婦人連等の婦人団体では、公開状、要望書の提出、陳情など活発な反対運動を行つてきたが、同運動のしめくくりとして、「消費者米価値上げ反対国民大会」（主催は婦人団体、労組等）組織する全国食糧対策協議会を東京の千代田公会堂で開催。全国からの参加者は約千五百名で大会終了後、代表が農林大臣、経済企画の各省庁を

訪問、大会決議文を手交した。

十日 主婦連合会では厚生省がワロ代の最高額を千七百に値上げしたことについて、都府県別に「値上げをする前に食糧調査を実施せよ」と中入れた。

十一日 去る八月開かれた第三回「日本母親大会」の母親代表細岡タケキから五名は、文部省に、教育予算の増額、ならびにPTA費の負担軽減について陳情を行つた。

十二日 米國ペンシルバニア大学教授、人口統計学者トローシー・S・トーマス女史が来日。国連の援助のもとにインド政府が設立する「人口統計センター」の設立準備のため、日本の人口問題関係資料をうけにきたものである。

十四日 前婦人少年局長藤田たき氏は、来る十七日から国連本部で開かれる第十二回「国連総会」の日本代表代理として出席のため、空路出発した。

十五日、二十八日 世界労働主権の「婦人労働者のための国際セミナー」が、チエコのプラハで開かれ、ヨーロッパ、アジア、南米の十五か国の代表が参加。日本からは、小豆沢病院労組副委員長長濱渡フミエ、全通労組婦人対策部長坂本咲子、東京国税局婦人部長栗林貞子の三代表が出席した。

内閣、あらゆる形の差別撤廃をめざす労組と婦人労働者の役割と闘争、④農園における婦人労働者の生活条件と労働条件等がとりあげられた。

二十六日 国連本部が特別研修生として富士原須美子氏（22）を「外務事務官、東京出身」を発表した。五十一か国、二百三十一人の候補者のなかから選ばれたものである。

十八日 売春対策審議会では、売春防止法の全面施行にそなえての必要措置として、従業婦の保護更生対策並びに保安処分対策、業者の転業対策について、政府に意見具申を行つた。

二十一日 外務事務官田村辰子氏が胃ガンのため五十八歳で死去した。同氏は婦人外交官として長年日仏文化交流に尽力した功績により、二十九年渡欧の際バリ名誉市民に選ばれ、また、政府からは、去る九月十日に勲五等宝冠章を贈られた。

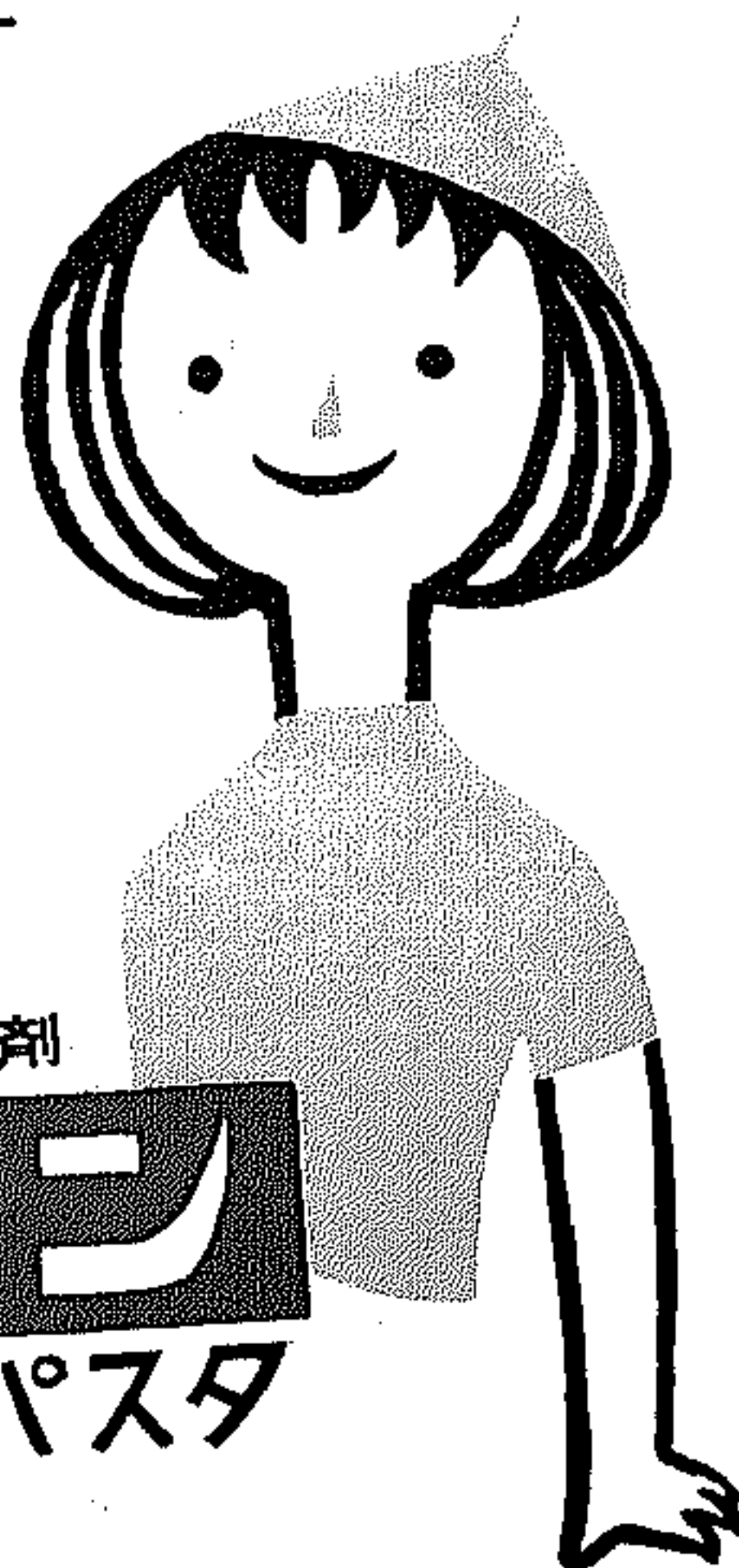
二十一日 主婦連合会代表が首相官邸を訪問。愛知官房長官に「政府への抗議文」を手渡した。①物価値上げを誘発する政策に反対する、②統制を続けるならヤミ米を配給ルートにのるよう方策をたてよ、③安く豊富に市乳を国民に与える方策を確立せよ、④強権による統制を内容とする中小企業団体法に反対する、⑤貧乏を追放する具体的政策を示せ、という内容。

二十五日 母親プロバ映画社が、農村も

四日 インドのネール首相に同行して、インジラ、ガンジー夫人が来日した。

口唇の荒れ・肌荒れに

木枯しの吹く、これからの季節は口唇の荒れと、肌荒れが女性の悩みです。こんな時に、チヨットビフロキシンのパスタをすり込んで下さい。口紅のツキはよくなり、お肌もスベスベとなります。しもやけ、しっしん、等にも素晴らしい効きます。特に難症の方はパスタを塗ると同時に、注射か、錠剤の併用をおすすめいたします。



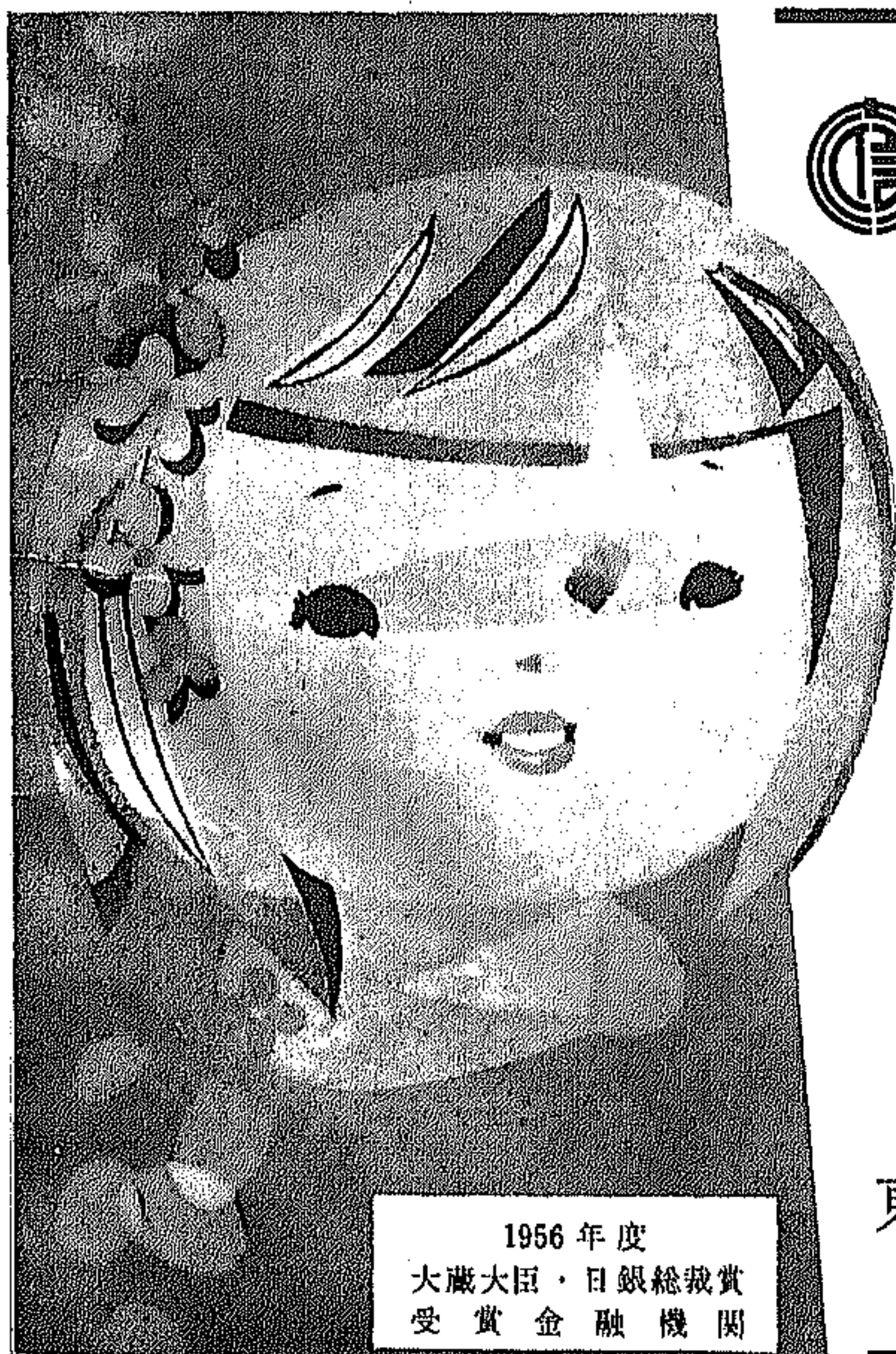
強力 ビタミンB6・B2主剤 ビフロキシン 錠・注・パスタ

美容手帖無代進呈

(ハガキでお申込下さい)

パスタ 100円・180円 注 400円 錠 220円
全国百貨店・薬店にあり

発売元 東京都立川市錦町1-39 ソンネボード製薬株式会社



1956年度
大蔵大臣・日銀総裁賞
受賞金融機関



あなたの夢が実を結ぶ...

畜信の割増金付 **希望積金!!**

進学・結婚・住宅・開業の御準備に 先づ貯金!!

毎月僅か1,000円の貯金が3年後には

37,110円となつてあなたの御手許に届く 希望積金

又二回に亘る抽せんは1,000本に付548本あたりの素晴らしい当せん率のおたのしみがあります

1回目抽せん

特等 5万円1000本に付

割増金		
特等	50,000円	1本
1等	10,000円	3本
2等	1,000円	20本
3等	500円	50本
4等	100円	200本
計		274本

2回目抽せん

特等 10万円1000本に付

割増金		
特等	100,000円	1本
1等	20,000円	3本
2等	2,000円	20本
3等	1,000円	50本
4等	200円	200本
計		274本

東京蓄産信用組合

本店 東京都港区芝高浜町八 TEL (45) 2032・8320・8326-9
支店 田村町・十条・上目黒・阿佐ヶ谷・亀戸